

ディスカッションペーパー No.1

明治前期における統計調査の調査環境と地方行政

佐藤正広

統計研修所客員研究員

(一橋大学経済研究所教授)

2013年3月

総務省統計研修所

論文受理日:平成 25年 3 月29 日

本ペーパーは、総務省統計研修所の客員研究員が、その責任において行った統計研究の成果を取りまとめたものであり、その内容については、総務省統計局又は統計研修所の見解を表したものではありません。

目 次

1. はじめに — 本稿の目的	1
2. 使用する資料「統計院書記官巡廻紀事」について	2
3. 「統計院書記官巡廻紀事」の内容	6
3. 1. 統計大意	6
3. 2. 統計制度と地方制度	9
3. 2. 1 統計制度と調査の実態	9
3. 2. 2 戸長役場制度とその実態	13
3. 3. 各地域の実態について	19
3. 3. 1 戸籍に関する事項	19
3. 3. 2 犯罪に関する事項	25
3. 4. その他の項目に関する世良太一の総括	34
4. まとめ	37

明治前期における統計調査の調査環境と地方行政

佐藤正広*

1 はじめに—本稿の目的

本稿の目的は、1884(明治17)年9月に世良太一によって提出された「統計院書記官巡廻紀事」を素材として、明治前期における統計調査の調査環境について観察することにある。

これまでも統計調査史は数多く書かれてきた。その視点についてみると、政表課や統計局等を含む中央官庁レベルでの制度の変遷や、調査そのものの設計にかかるものが多かった。いうまでもなく、こうした視点はもちろん重要である。中央集権国家としての体裁をとった明治国家の行政を考えるに当たり、中央における制度設計を見ておくことは欠かすことができないからである。しかし現実には、統計データは、地方の末端の行政組織で生産される。すなわち、時期によって異なるものの、郡、市、町村、戸長役場、区などである。中央でいかに精巧な調査制度が設計されたとしても、それを実施に移す末端の行政組織のあり方によっては、得られるデータに質的、量的な偏倚が生じても不思議はない。この問題は、資料的制約もあって、従来ともすれば等閑に付されてきたように思われる。

本稿で取り上げる「統計院書記官巡廻紀事」は、その対象が西日本に偏っているものの、統計が実際に生産される現場がどのような状況であったかをめぐり、直接統計にかかる事柄だけに限らず、その背景にいたるまで、広く情報を収集している。すなわち、当時の末端行政組織が全体としてどのような問題を抱え、その中で統計行政がどのような位置を占めたかについて、知ることのできる資料である。本稿では、資料のこの特性をできる限り有効に活用し、この時期の地方行政のあり方、その実態と、その環境の下で行われた統計調査の実態について調べていくことにしたい。明治維新後、明治国家が中央、地方ともに一応の体制を整えたのが、1890(明治23)年の明治憲法発布であったとするなら、本稿の課題は、そこに至る過渡的な段階における統計調査の実態を明らかにすることにあるといえよう。

ここで、当時の地方制度のあり方について、簡単に述べておこう。

明治初年の地方制度は、きわめて頻繁に変更がなされている。詳しくは別稿に譲るとして、ここで中央官庁が定めた制度についてだけ触れておけば、以下の通りである。

まず、1871(明治4)年までは、江戸時代の村制度がそのまま踏襲された。村には村方三役と呼ばれる名主(地方により庄屋、肝煎など)、組頭、百姓代が置かれた。維新政府が政権を奪取したからといって、地方行政機構について、すべてをいきなり自前のものに置き換えることはできなかった。維新政府は、とりあえずは出来合いの制度で始めるしかなかったのである。これは、いかなる革命政府であっても同様である。

1871年、明治政府は旧来の町村を廃止し、戸籍管区としての「区」をもうけた。こ

* 一橋大学経済研究所附属社会科学統計情報研究センター教授

れは人々の従来の生活圏とは別に、上から機械的に定められたものであった。しかし、当時の人々の生活はまだ江戸時代以来の村を単位としたから、この「区」は、そのままでは機能しなかった。そこで、政府は旧来の村ないし聯合村を「小区」とし、そこに戸長を置くこととした。これに伴い、「区」は、「大区」と呼ばれるようになる。

1878(明治 11)年、政府は「郡区町村編成法」「府県会規則」「地方税規則」を施行した。これを「地方三新法」と呼ぶ。このうちの「郡区町村編成法」により、従来の大区、小区は廃止され、府県の下に郡、区が置かれ、郡の下に町村が置かれることとなる。町村には戸長ならびに町村会が置かれ、それぞれ公選制とされた。この時期は、町村会規則の制定も各地の便宜に任されたため、戸長の選任方法、町村会の運営方法ともに、各地で、江戸時代以来の慣行を引き継いださまざまな形をとり、全体としての統一を欠くことになった。

さて、この時期は折しも西南戦争に際して不換紙幣が乱発されて生じたインフレーションと、その後の「松方デフレ」と呼ばれる不況期とが含まれる。特にデフレ期に入ると、社会的な諸矛盾が増大し、そのはけ口として自由民権運動が盛んになった。地方制度もその影響を受けずにはいなかった。戸長役場、町村会ともに、時として自由党を中心とする自由民権運動、すなわち政府から見れば反体制派に乗っ取られることも、全国的に数多く見られたのである。

こうした状況に危機感を覚えた中央政府は、1884(明治 17)年 6 月に、「戸長管区制」をしいた。数ヶ町村をもって戸長管区とし、そこに官選の戸長を置いたのである。町村会は公選であったが、1ヶ町村単位の場合も、聯合町村単位の場合もあって、地域により一定しなかった。

次いで 1889(明治 22)年、市制町村制が施行された。これにより、地方制度は一応末端まで全国統一的なものとなる。この町村は、江戸時代までの人々の生活圏としての旧村ではなく、「戸長管区」を基礎に、旧町村を合併してできあがった、いわゆる「行政村」であった。ただし、人々の生活は、なお、旧町村を単位とすることが多かったため、便宜的に、その下に「区」(後の大字もしくは部落)を設置した場合が多い。この「区」の区長にも、町村長の補佐をすべしという制度的な枠がはめられた。

世良太一の「巡廻紀事」は、後述のように 1884 年 4 月から 6 月にかけてのものであるから、まさに地方三新法制度の末期から、戸長管区制度への移行期にあった地域社会の様子を活写していることになる。

2 使用する資料「統計院書記官巡廻紀事」について

本稿で主として使用する資料「統計院書記官巡廻紀事」(以下「巡廻紀事」と呼ぶ)は、現在総務省統計局統計図書館に、古資料として保存されている。

世良太一は杉亨二の下僚として「甲斐国現在人別調」に従事した、日本における統計家の第 1 世代の 1 人であり、その後も統計行政の中核にいて、日本における統計の発展に尽瘁した人である。この「巡廻紀事」は、その世良太一が 1884(明治 17)年 9 月、当時の統計院長宛に出した、地方行政と統計調査に関する報告書である。巡視の目的は、「統計調査実況視察」であった。

視察は次のような日程で行われた。まず 1884 年 4 月 12 日、相原重政および河村良

作を随行員として東京を発し、新橋の港から船で四日市に向かった。四日市着は13日午後8時であった。その後の動きについて、世良は次のように述べている。

「十四日三重県庁に至り、安濃郡、津飯野飯高郡松阪、度会郡山田、英虞答志郡鳥羽、一志郡伊賀、久居名張郡名張、阿拝山田上野を巡視し、二十四日同県を発し、廿五日京都に達す。廿八日府庁に至り、廿九日より府下各区工場織場学校等を巡視し、五月一日に至る。二日より紀伊郡伏見、宇治郡久世郡淀を巡視し、五日大阪に達し、六日至府庁、七日八日府下各区役所及警察署各工場、九日より廿一日まで高安上郡八尾、添上郡奈良、式上郡三輪、宇智郡五条、境区、豊島能勢郡池田を巡視し、兵庫県に達し、廿二日県庁に至り、廿四日より有馬郡湯山、明石郡明石、加古郡寺家、曾根印南郡曾根、飾東郡姫路、掛東郡斑鳩、赤穂郡加里屋、神東神西屋形朝来養父和田山出石郡出石、城崎郡豊岡を巡視し、六月二日に至る。二日より京都府管内熊野郡丹後、美浜久与謝郡宮津、天田郡丹波、福知山船井郡園部、南桑田郡亀岡を巡視し六日再び京都に入る。十日滋賀に達す。十一日県庁に至り、十二日より蒲生郡近江八幡、犬神郡彦根、坂田東浅井郡長浜を巡視し十四日達岐阜県。即至県庁。十五日岐阜より名古屋に達し、十六日愛知県庁に至り、名古屋区名古屋、熱田郡熱田、額田郡岡崎、碧海郡御油、渥美郡豊橋を巡視し、十九日静岡県管内に達す。路次敷知郡浜松、豊田郡見附、佐野郡掛川、志太郡藤枝を巡視し、二十日静岡に至る。二十一日県庁に之き、又警察本署等を巡視し、二十二日静岡を発し、二十三日帰京す。其間経過する所府庁二、県庁六、警察署十七、監獄署三、区役所四、郡役所四十六、戸長役場十、裁判所二、学校五、工場十五なり」¹

4月12日から6月23日まで、2ヶ月強を要した強行軍だったことがわかる。資料全体の構成は、全体の4分の3ほどを巡廻先で観察した事実の記述に当て、残り4分の1ほどを各地で収集した資料から再構成した統計表に当てている。

ここで表1に府県別、調査対象別の巡視箇所数を見よう。この表に現れてくる箇所数は「巡廻紀事」本文から、その記述の区切りごとに取り出してきたものなので、前掲の世良自身の文章とは数が一致しないという問題がある。しかし、大まかな傾向を見るには、これで足りるであろう。

	三重	大阪	京都	兵庫	滋賀	岐阜	愛知	静岡	合計
府県庁	1	1	1	1	1	1	1	1	8
郡区役所	7	8	9	12	4	1	6	5	52
戸長役場	5	5	1	5	1	0	0	0	17
警察、裁判所、監獄	2	8	3	7	2	1	1	2	26
官公庁の事業所	2	3	6	1	0	0	0	0	12
民間の事業所	1	9	3	2	0	0	0	0	15
合計	18	34	23	28	8	3	8	8	130

表注:①「郡区役所」には、郡長、区長が来訪したものも含む。②「戸長役場」には戸長が来訪したものを含む。③「官公庁の事業所」には、県立開墾場、郡勸業会、灯台、造幣局、各種学校、模範工場、牧場、鉱山を含む。④「民間の事業所」には、神宮、各種の工場、博覧会、取引所、塩田を含む。⑤同じ場所に2回以上訪問したか、あるいは訪問された場合、それは全体として1回と算えてある。

¹ 世良太一「巡廻紀事」より。原本にページ付けなし。また、句読点は筆者が適宜補った。「巡廻紀事」からの引用については以下同じ。

まず、府県別に見ていくと大阪 34 ヶ所、兵庫 28 ヶ所、京都 23 ヶ所、三重 18 ヶ所の 4 府県が多く、のこる滋賀、岐阜、愛知、静岡は、いずれも 10 ヶ所未満である。当時日本経済の中心であった近畿地方を中心に巡視を行っていることがうかがわれる。

次に、巡視対象の属性別に見ると、8 府県の府県庁すべてに行っているのは当然として、あとは郡区役所レベルが 52 ヶ所と圧倒的に多く、これに警察署、裁判所、監獄の 26 ヶ所、戸長役場の 17 ヶ所が続いている。この「巡廻紀事」が書かれた地方三新法期、郡区役所は、府県の下にあって数十程度の町村役所を直接に監督する位置にあった。そのため、戸長役場をひとつひとつ回るよりも遙かに効率的に、末端行政組織の実情を知ることができるという判断があったのであろう。この点、府県庁は、郡を介して町村を把握するので、末端の情報を直接に知る上では、郡役所にかなわない。世良たちによる府県庁訪問は、それよりも、責任者としての府知事県令に、統計の何たるかについて理解を求めることに加え、管内各郡の巡視をどのような順序で行うべきかなどの相談をする程度の位置づけであったとみられる。

つぎに「巡廻紀事」の内容を分類し、その主なものについてあらわれる件数を見よう(表 2)。「巡廻紀事」は書式が定まっているわけではなく、場所によって、記述内容も、その精粗もさまざまなので、これを分類して件数で示すことには無理があるのだが、ここではあえてそれを試みた。

表 2 の上半分には地方制度および統計制度に関する分類が、また下半分には各地域の実態に関する分類がまとめられている。なお表 1 に掲げた巡視対象のうち、官公庁所属の事業所、民間の事業所は、その記述がきわめて個別的で分類が困難であったため、この表では省いてある。

まず、地方制度、統計制度についてみると、「統計大意、巡視の趣旨」と分類したものが 59 件と最も多い。世良たちは、各地に到着すると、何はおいてもこの啓蒙的な説明を、そこの責任者たちにしたのであろう。当時、本格的に統計学や統計調査技術を学んだ人の数は、「甲斐国現在人別調」に杉亨二に率いられて参加した、たかだか 10 名程度しかいなかった。つまり全国の統計調査の現場では、専門的訓練を全く受けたことのない人々が、その任に当たっていたのである²。このような状況を考えれば、世良たちが、統計大意に行く先々で述べて回ったことも不思議ではない。

また、これと並んで世良たちは戸籍と区別される人口調査について述べ(40 件)、その中のいくつかのケースでは「甲斐国現在人別調」を引き合いに出して説明している。これも地方行政を代表する立場にある人々に対して、同様に啓蒙的な意味を持つものであろう。1884 年は、この調査の結果が刊行されてからわずか 2 年しか経過していない時点であり、杉らは、ゆくゆくはこの調査を全国におよぼし、かつ「人口所動の調」すなわち人口動態調査も実施しようという希望を持っていた。この巡視に当たって人口調査に関する件が頻繁に現れる背景には、これら来たるべき調査について、あらかじめ府県や郡区の長たちに認知させておきたいという思惑が働いたものと思われる。

統計制度については、以上のほかに調査組織とその実態について述べるもの(13 件)、

² この状況が改善され、各市町村役場(といってもそれは三新法期の町村ではなく、それらが合併して組織された「行政村」であるが)に配置されるようになるのには、おおむね 1890 年代以降まで待たねばならなかった。

「都府統計」すなわち都市に固有な統計について述べたもの(7件)、統計調査の煩雑さに対する苦情と、その結果、統計の質が低下しているという状況に関するもの(6件)、統計調査様式の制定に関するもの(6件)、地域限りの統計書編纂に関するもの(5件)などがある。

	内容	府県	郡区	戸長役場	警察・監獄	合計
地方制度・統計制度	統計大意・巡視の趣旨	6	44	8	1	59
	戸長の質	5	35		1	41
	人口調査・甲斐国	9	25	3	3	40
	戸長制度とその運用	4	15	1		20
	統計調査制度・調査組織	2	11			13
	町村会		8			8
	都府統計・都会統計	2	4		1	7
	重複調査の煩・多忙故の困難・統計不行届	2	3		1	6
	統計調査様式の制定	4	2			6
	地域限の統計書編纂		5			5
地域の実態	戸籍	4	44	16	3	67
	農産調・物産調・勸業調	1	24	6		31
	その他各種産物の景況	1	20	4	2	27
	強盗・窃盗・盗賊・追い剥ぎ				25	25
	賭博		2		21	23
	古着、古物商取締条例・古物営業		2		15	17
	詐欺・偽証書・偽証				15	15
	漁業・漁業調査		12	1	1	14
	売淫				13	13
	徴税・滞納、公売処分	1	10	1		12
	衛生調査・衛生状況	2	6	2	1	11
	米麦景況	1	7	1	1	10
	学校・学事・教育		6	3	1	10
	製糸業景況	1	6	2		9
	士族、士族授産		7		1	8
	市場・商業		5	2	1	8
	戸数割		7			7
	芸娼妓		2	1	3	6
	建物調査・家屋調査・建物坪数	2	1	2		5
	身代限		4	1		5
	流行病・風土病		2	1	2	5
	訴訟				5	5

注 ①「内容」は原資料にあったものではなく、筆者が事後的に分類を設け、格付けたもの。②同一の訪問先の中に同じ内容に関する記事が複数回出てくるばあい、全部で1件とカウントした。③格付けの結果5件以上の記事が見られたものを列挙した。④巡回先のうち、官公庁の出先事業所および民間事業所については、記事が非常に個別的なので、ここでは計上しなかった。

地方制度についてみると、戸長制度とその運用、またその結果としての戸長の質に関する2項目が、それぞれ20件と41件、あわせて61件と多数に上る。その具体的な内容は次節に譲るが、地方三新法期には、明治国家による統治の正統性も含め、その行政のあり方について、各地方の住民たちの間で合意が必ずしも形成されておらず、地方制度の末端である戸長制度も、多くの問題を抱えていたことがうかがわれる。

つづいて表2の下半分、各地域の実態について述べられた部分についても概観して

おこう。

ここで最も件数が多いのは戸籍に関するもので、67件ある。これに含まれる内容にはいくつかの種類があり、戸籍そのものから抜け落ちた者の処理、徴兵忌避、寄留の取り扱いなどである。詳しくは次節で論じる。

また、地域経済、産業、社会等の状況について報告する内容のものも多い。農産調、物産調、勸業調(31件)、その他各種産物の景況(27件)などがそれである。

これとならんで、各地域の抱える問題について取り上げた例も多く見られる。主なものを列挙するなら、強盗、窃盗、盗賊、追い剥ぎに関するもの25件、賭博に関するもの23件、古物商取り締まり条例関係のもの17件、これは実は、窃盗や盗賊に関するものと密接に関係していることは後述する。詐欺や偽証に関するもの15件、売淫13件などが目につくところである。

以上、この「巡廻紀事」は、単に統計調査の実態について調べたというにとどまらず、その背景に存在する地方行政組織の実態や、地域社会のあり方、地域社会の抱えた問題にまで立ち入った観察と記述をしている。統計調査業務を地方レベルの行政全体の中に位置づけて見る必要があるという本稿の問題意識にとって、これは絶好の資料となり得る。

3 「統計院書記官巡廻紀事」の内容

「巡廻紀事」に関する概略を説明したので、つづいてその内容で注目すべき点について紹介したい。統計大意の内容、統計制度および地方制度、各地域の実態の順に見ていこう。

3.1 統計大意

統計大意について、世良たちは立ち寄った府県庁、郡区役所のほとんどで話していたことがわかっている。多くのばあい、それは単に統計大意、もしくは巡視の趣旨について話したと書かれているのみで、その内容が書き留められているケースは多くはない。すでに述べたとおり、この時代には各地方政府に統計の専門家は皆無に近い状態であり、世良たちは、全くの素人に統計のなんたるかを説明することを迫られたのである。その内容はいかなるものであったろうか。ここでは、何カ所かで書き残された「統計大意」の内容概略のうち、滋賀県蒲生郡において郡長相手に話されたものを例として取り上げることとしよう。以下、冗長を顧みず、原文を紹介する。

「(6月：引用者)十二日午前八時蒲生郡役所(八幡)に至り、郡長宮田義昌に面会し、統計の大意を述べ、並に調査上事実には正確なるものを得んことを希望する旨を示す。

郡長曰、統計と申者は事物の数を集むれば宜しきものなる哉。答曰、然らず。統計は只数字を集むるに止むる者に非ず。其集めたる事物の計数上より、道徳智識経済衛生其他物質の現出する原因を探し、之れに依て其利害得失を判定するものなり。一体統計は学論ありて、西洋に於ても統計は航海者の指南針に於けるが如く、統計なければ政治なり何なり百般のこと定規立ずと言ふ。

郡長曰、然らば無形のものも統計中に含有するものなり哉。答曰、無形のもの

もあれども、其調査は例へば道德上の事なれば、裁判及警察上の調に依り其計数を見て有形より其原因の無形を發見するものなり。

統計は人間を以て原とし、人間の上に顕れたるものを以て見るものにして、年齢職業を區別して見る事最大切のこととす。而して人間の上に現出する事實を發見し、之れに由て其現況を判定し、其利害を看破し、而して其利あるものは之を進め、其害なるものは之を除くの方法を考へざるべからず。又之れに依て政治家は施政の法を立るものにして、何事も目分量を以ては之を施行するを得ず。依て統計は其方向を定むる物尺を造るが如きものにして、之を以て其長短を量るの具とす。故に其物尺は正実なるものを要す。統計担任の者は、其物尺を造る証拠人なる者なれば、寸分も間違なきものを挙ざるべからず。今農産収獲を見るには、之を人と土地とに比例し、又之を他の地方とに比較し、其割合を見て其差異の因て来る処の原因を探討し、地味或は人力の如何を見、或は培養の如何を正し、其及不及の原因を發見せざるべからず。之を確実にすること則ち統計の要用なる所なり。郡長曰、然らば一ヶ村より一家のことに迄及ぶものなりや。答曰、着目を大にすれば、先づ一郡一県一國、夫より外國とも事實を比較し之を判定せんことを要す。世上に立て事を行ふには拠る所なければならず。統計は予算を立る具となるものなり。又之を小にすれば、一村一家の事にも及ぶ者^{ママ}なり。統計は學問上道理を明にする具にして、例へば男女の數各國に割合ある等のことを、大數に由て今發見せり。即一郡にても其割合を現出す。郡により間々其割合數の現れざる處あるも、一県に至ると適當するものにして、計數を多く集るに従ひ、弥々確實なるものを得。出生死亡の數に至りても亦然りとす。而して其理は外國に於けるも同一にして、何れよりして是等のことを發見せしと言へば、統計の學問上に因てなり。是れ統計に因るに非ざれば、得てなす能はず。又政府法律を設けて之を施行するに、其當否人々に問へば、種々様々にして之を知る能はず。若し之を統計に由て觀るときは、其適否を判別するを得。又仮令政府一法令を布きて其法の是なるを信ずると雖、其事實の數理上に現出するものに由らざれば、其當否を見る能はず。郡長曰段々の高論に拠り能く統計の旨意を了解せり」³

ここでは郡長と世良との問答体で、統計とは何か、また統計は何の役に立つのかということがわかりやすく述べられている。長文なので、内容を簡単に紹介しておこう。

統計というものは、ただ単に數字を集めればよいのかという郡長の問いに対して、世良は否と答え、説明を始める。まず、統計というものは単に數字を集めることを自己目的とするものではなく、集めた數字を用いて「道德智識經濟衛生其他」各種の現象が現れる原因を探求し、それらの現象に対する評価を加えるものだと述べる。統計調査の基本的な意義から説き起こしているのである。世良は、こうした事情は西洋でも同様であり、統計なしには政治は成り立たないということになっていると述べる。

ここで郡長が、それでは無形のものまで対象にするのかと問う。これに対する世良の答えは、道德のような無形のものも対象とするが、そのやり方は裁判や警察関係の

³ 『統計院書記官じゅ』、滋賀県蒲生郡の部分。句読点および段落は筆者が付け加えたもの。

有形の事柄の数字を見て、ここから道徳のような無形のものを推測するのだというものであった。

世良はさらに、統計調査の中では年齢職業など人口に関する調査がもっとも重要であると述べた後、分析の方法として、ある統計数値を人口や面積でノーマライズすることや、ある地域の数値を他の地域と比較することによって、対象とする地域の特徴がつかめると述べる。以上のような方法を通じて、初めて、諸々の政策の当否も判定できるのだと述べている。これを受け、郡長が、なるほど統計の意義についてはよくわかったという趣旨の発言をしたところで、この問答は終わっている。

以上のように、統計の実用性、その利用方法などについて、全くの素人にもわかりやすく、要点をかいつままで説明していることがわかる。もちろんこれだけで、実際の統計業務ができるようになるはずもないが、少なくとも地方行政の長が、このように統計の実用性を知り、興味を抱くようになることは、当時の統計家たちにとって喫緊の課題であったろう。府知事県令や、郡長は、自ら統計実務に携わることはまずあり得ないが、彼らが統計に興味を持てば、下僚に命じて統計の整備に向けた動きを始めるだろうからである。

同時に、上記の説明で統計調査中最重要とされた人口調査に関する宣伝も、「甲斐国現在人別調」の紹介を交えて随所で行っている。今その例を挙げれば以下の通りである。

「統計は人間に係る事を以て始とし、人口調査を先とす。戸籍も追々改正相成脱漏も少しと雖、地方に由りては出生等の届を怠る者あり。其辺のことも追々跡を絶つ様に致し度事なり。但又現今の戸籍上にては人員男女年齢は分ると雖、人間の有様を総観する材料整はず。戸籍上のみにては其箇条至て不完全なり。海外各国に於ても国法として十年或は五年目に人口調査を施行す。」⁴(下線引用者。以下同じ)

戸籍では脱漏などの不備があり、統計としては不十分であること、海外各国(ここでいう各国とは欧米諸国のことであろう)でも、国法をもって人口調査を定期的に行っていることなどを説明している。このような説明は随所で繰り返される。

「統計上人口調査の必要なる理由を示し、西洋各国の人口調査法を説明す。郡長曰戸籍は人民の原なれども、間違の廉多く、徴兵令改正のときは郡役所より総吏員を派出し、五日も掛かり調査せしに、徴兵の忌避でもなく、戸長の怠りより、驚くべき多くの間違を発見せり。将来戸長役場の変更をもある際には尚更に戸籍を整頓せんと思へり。」⁵

しかし、上に見るように、郡長レベルの大方の認識は、人口調査と戸籍とを完全に混同したものであったようである。多くの郡で、世良たちが甲斐国を念頭に置いて人口調査の説明をするのに対して、郡長やそれに代わる立場の者たちの答えは「戸籍の現状と整備」であるという、ちぐはぐな問答になっている⁶。

⁴ 世良太一『統計院書記官巡廻紀事』、愛知県庁。

⁵ 世良太一『統計院書記官巡廻紀事』、大阪府高安洪上郡役所(原資料では郡名が抜けているが、役所の所在地より推定した)。

⁶ このような認識は、1920(大正9)年に第1回国勢調査が行われた際にも、一般の人々の間に根強く存

「郡長に向て曰ふ。戸籍の調にては人員に関する事完全ならず。海外文明の各国に於ては人口調査を毎十年或は五年に施行し、之を国の憲法中に設く。我国に於ても之を施行せざるべからざるものにして、既に其議もあれども、全国には今直ちに之を行ひ難し。依て一地方なりとも之を施行せんことを希望し、追々県庁より其談あるべきに付、賛成あらんことを希ふ。郡長曰、他県には其調既にあり哉。答て曰、山梨県に於て既に之を行ひ、其調は太政官より御達により、統計院より其方法を示し、調査の上編纂せしものにして、先づ其主意は全国模範とする為めなり。其編纂せしものは、各郡役所へも一部宛既に配布しあるなり。」⁷

ここでもやはり、戸籍では人口調査として不充分であることと、「海外文明の各国」では、5年ないし10年周期で人口調査を実施していること、日本では全国一斉にそれを実施する機が熟していないので、試験的に山梨県で実施し、その結果刊行物を参考のため、各郡役所に配布した旨が述べられている。1884年時点で、世良たちは全国一斉に人口センサスを実施することをあきらめてはいなかったことがわかる。

3.2 統計制度と地方制度

統計制度について実例を挙げながら見ていくことにしたい。まず、調査組織とその実態について述べるもの、統計調査の煩雑さに対する苦情と、その結果、統計の質が低下しているという状況に関するものの例を挙げよう。

3.2.1 統計制度と調査の実態

まず、府県レベルの記事はそもそもあまり多くはないが、大阪、岐阜、愛知、静岡の4府県でこの点について触れており、その内容は統計専任職員を設けたことが述べられているほか、愛知県では統計行政の発展のため、公費で属官を共立統計学校に派遣しようとしたものの果たさなかったことが述べられている。

「統計の事は、主任者を設けて必要なること故費用も掛る積りなり。」⁸

「県令曰、追々各主務省よりも督促を受け、主任者を設くると雖も、貴戸長役場を通覧するに、其日々の事務に追はれ、目下処理せざるべからざる公証簿協議費の帳簿に至るも整頓せず。本県は一町村一戸長を置くの旧法にして、今村数千二百ありて其調整頓し難し。」⁹

「大書記官野村賀真共立統計学校の組織を尋ね、県令も属官を派出在学せしめんことを望み、県費を以てせんことを伺出たるに、内務省に於て聞届られず甚遺憾なりとす。」¹⁰

「大書記官曰、本県に於ても何卒統計の事務を挙げんとし、過般統計掛を設け先づ書式を作る事に着手せり。今回貴官の来県は誠に幸の事にして、請問の件々願

在した。その結果、国勢調査の下調べと称して、市町村役場で戸籍を引き写し、実査に当たってはそれを下に調査票を点検するような例も多く見られたようである。佐藤正広(2002)、第8章参照。

⁷ 世良太一『統計院書記官巡廻紀事』、静岡県佐野城東郡役所。

⁸ 世良太一『統計院書記官巡廻紀事』、大阪府庁

⁹ 世良太一『統計院書記官巡廻紀事』、岐阜県庁

¹⁰ 世良太一『統計院書記官巡廻紀事』、愛知県庁

くは教示あれ。」¹¹

郡区役所レベルでは、すでに統計の専門職員を置いたというところもあり、まだおいていないがその必要があるというところもある。最初に専任職員を置いたという例を挙げておく。

「郡長曰、現今当郡に於ても統計の要用なることを知り、昨今主任を設け、各其順序を定む。」¹²

「区長曰、知事よりも確實なる統計を作り度き旨の内意もありたり。然しながら貴聞にも達せしならんか、吏員人少にして整理せず。誠に遺憾なりとす。当区役所に於ても、事務の纏らざる故に、本年三月以来統計調理委員三名を置けり。即ち書記末沢廣吉、雇小西整次、同沼野寿慶次を以て之に充つ。而して現今従来の調を纏方に掛り居る故、此成功の上は戸長等を会し議する積なり。」¹³

ここで述べられているのは、確實な統計を作りたいという府知事の意を受けて、区にも統計の専任職員を置いた、また、従来ばらばらに行われてきた諸調査を、おそらくは区の報告規程のような形にまとめ、その上で戸長を収集してその周知を図る予定であるという内容である。

つぎの例は、統計の作成が各部署で分散的に、おそらくは本来業務の片手間として行われてきたものを、統計専任の部署に集中したという内容である。

「郡長に語て曰ふ。統計のこと各地方区々にして、中には其実を 得へる ものあり。

戸長に人を得ざるを以て止を得ざる事なれども、何卒正確の調を得んことを希望す。郡長曰、拙者も昨年十月下旬本郡に転任す。昨今は、県庁に於ても統計の計画を改めたり。是迄は統計のことも、戸籍に関することは戸籍にて扱ひ、衛生は衛生課にて扱ひし故、統計の調と一致せず。又物産調にしても、木材調の如き山林局よりの達あり、又農務局よりも達あり、同一のものを一つ政府へ数通り出す様に相成、貴院編纂の統計年鑑の如き原調書と違ふ様なことあり。定めて内務省より材料を徴集せらるる事と嘆息する所なり。本県に於ても表類を一局に取纏むることに申立、此節は一つに纏まりたり。」¹⁴

専任の統計職員がいないが、そのために統計調査の実績が上がらないため、専任職員を置きたいと述べている例もある。

「統計主任の者二名を置くと雖、皆兼務にして、自然行届かず。去りとて、之を戸長に放任せば、事務決して挙げず。而して今より、確實ならざる者と認むる者は、実地に就て調査し、而して三ヶ年も斯くするとき、実に近き者を得るに至らん。現今に在ては、戸長の屢々変ずる所は年に四人も代り、戸長役場区域の大なるものは想像に出る調多く、時期も遷延せる都合なり。今日の戸長の場合にては決して運ぶこと無しと考ふ。若し又役場の区域大なるに至るも、其方法を計画すれば運ばざるにも非ず。何にても郡に専務の統計係一二名を置き、而して村々

¹¹ 世良太一『統計院書記官巡廻紀事』、静岡県庁

¹² 世良太一『統計院書記官巡廻紀事』、京都府紀伊郡役所

¹³ 世良太一『統計院書記官巡廻紀事』、大阪府堺区役所

¹⁴ 世良太一『統計院書記官巡廻紀事』、静岡県敷知長上浜名郡役所

に総代でもあるときは、統計のこと挙るなるべし。」¹⁵

「物産等の事は、郡役所より派出して世話をなすに至らば、調査も届くなるべし。何分費用不足にして、其場合に至らず。役所内にも、特に統計掛四名程も置きたる上、派出取調をなすに至らば、必ず届くなるべし。現今の調は戸長の調に止り、其差異あること等少も気付ず。漁業の調と雖ども計算の合はざる算数を現出す。総て調は課税のことに非る旨を懇切に諭せば、追々には其实数を得るに至らん。」

16

上記 2 例では、郡役所に統計専任の職員を置き、地方行政の末端である戸長や総代との連絡を密にするならば、統計の質も上昇するだろうという趣旨である。また、これら 2 例に述べられている戸長役場の区域と戸長の質については、地方制度に関するところで後述する。

統計調査に対する地域住民の受け止め方は、課税のための調査ではないかなど、疑わしく思うばあいが多かったようである。特に生産高調査で、その傾向は甚だしかった。

「調査の実況を問ふ。郡長曰、茶は条例施行ありしに由り、以後は実額を得るに至らん。然れども多少の隠蔽は免れざるべし。戸長も近来は少く統計の必要なるを悟りしと雖、其人物一様ならずして、村々に因り手順を異にし、其六ヶ敷調者等には郡役所より吏員を派出し調査する事あり。何分統計の方法明かならざるに由て、調査に苦むこと多し。」¹⁷

「何事も実を得ることは甚難く、就中難きは物産調なり。人口反別輸出入は先づ確実なるものと信ず。過般も物産調の必要なることを県庁に建議せり。現今調の確実ならざること、茶の如きは輸出調に依れば三十万斤にして、其収穫を調べれば十万斤なるが如し。」¹⁸

こうした状況にいかに対処するかについての、地方官庁からの提案、あるいは実際に行われている便法に関する報告もある。

「物産調も人口調と同様にして、各戸より申出る外なし。然りと雖も人口とは違ひ、証拠なく、農務委員等を追々に諭し、其主旨を説き、同志者となり調ぶる方宜しく、厳命にては行ひ難し。各地方の状況を聞くに、米麦等なれば上中下の産出を見、推算の調に拠るもの多し。蓋各戸より虚妄の申立を集むるよりは、寧ろ一定の人にて概算する方可ならんか。亦已むを得ざるの仕方なり。」¹⁹

「物産の如きは租税に影響を及すことと人民は考へ、説諭も分りて居る様なれども、兎角実数を開申せず。戸長に談ずるの外なし。年の豊歉に由て調ぶる訳にて、前年に比し豊年なるときは別に上作たることを言はず。若し凶年なるときは殊更に其景況を述べる有様にして、若し放任し置くときは其員数終に消滅するに至るべし。県庁より達しありて毎度調査することなれども、何時も新たな様なり。何

¹⁵ 世良太一『統計院書記官巡廻紀事』、京都府南桑田郡役所

¹⁶ 世良太一『統計院書記官巡廻紀事』、静岡県志太益津郡役所

¹⁷ 世良太一『統計院書記官巡廻紀事』、京都府宇治郡役所

¹⁸ 世良太一『統計院書記官巡廻紀事』、兵庫県飾東郡長

¹⁹ 世良太一『統計院書記官巡廻紀事』、兵庫県神東神西郡役所

卒各町村へ出張して平年の作を調、之を根基とせんことを希望す。」²⁰

「郡長曰統計の必要なることは予て承知し、戸長等と会する際も、時々統計の談に移り、事実を誤らざること、期限を遷延せざること説諭す。然れども、何ごとも実数を申出するものは甚だ少し。先づ前年と今年とを比較したる上、推測より調出すこと多からんと察す。」²¹

以上の例を見ると、個々の住民の申告によるよりは、地域の事情に詳しい人に頼って概算の方が正確である、あるいは郡の役人が現地に赴いて平年作の状況を聴取し、それを基に推計の方が正確である、あるいは前年と今年とを比較し、そこから推計することにならざるを得ないなどとされている。当時の統計調査の実態が述べられていると見てよいであろう²²。

日本の統計調査システムはその初発から分散型であり、中央の各官庁が、それぞれに自己の管轄下の事象について、地方官庁に調査を命ずる方式をとっていた。その傾向は、明治の早い時期において、後に比べて甚だしかった。統計に関する中央調整機構を欠いたこの当時、しばしば重複調査が行われたり、回答側の負担を考慮しない詳細な調査が行われたりした。このことに関する苦情、あるいは事情の説明も、以下のようになされている。

岐阜県庁では、苦情はつぎのように述べられている。

「県令曰、逆も事実の実数を得る場合に至らず、数字が記載しあれば善とする位なり。統計院よりの請求のみなれば当然のことなれども、各省より統計のことを請求致されては、実に其求めに応じ難し。過日内務卿にも、農商務なり衛生なり各より統計の事を繁雑に令達ありても、何分我国に於ては斯の如き綿密なるものは出来ざる旨を申述したり。只今貴説の如き簡略のものを達せらるれば、随分実を得べきを以て、之に尽力せんと欲す。各省よりの達を真面目に受け居るときは、戸長役場の如きは、逆ても事務運ばず。目今の処にては、統計のことは長袖の仕事の如くに思ふ者多し。斯くては相成ざることなり。」²³

各省庁から次々と詳細な統計報告を求められ、末端の戸長役場では対応しきれないという苦情に対し、世良たちは、統計報告は簡略なものにしていくと述べたのであろう。統計調査が「長袖の仕事」であるとはどういう意味か審らかではないが、長袖で、行動するには不適な服装をしていてもできる仕事、すなわち机上の空論的な仕事だという意味かとも思われる。いわゆる「上に政策あれば下に対策あり」で、あまりにも負担の重い要求をしても、末端ではそれに真剣に取り組もうとはしないという警告とも受け取れる。

郡役所によるつぎのような苦情も、ほぼ同趣旨である。

「又郡長に語りて曰く、統計は百般の標準となるもの故、若し誤謬ある統計を示すときは人を誤るに至る故、精々確実なるものを得んことを注意あらんことを欲

²⁰ 世良太一『統計院書記官巡廻紀事』、兵庫縣城崎美含郡役所

²¹ 世良太一『統計院書記官巡廻紀事』、京都府船井郡役所

²² ただし、このような状況はこの時期に限ったものではない。統計調査制度が比較的安定していた大正期でも、郡や県の統計担当者は、前年との比較や周辺地域との比較などにより、異常値が報告されていないかをチェックしていた。

²³ 世良太一『統計院書記官巡廻紀事』、岐阜県庁

す。又其材料は戸長役場より成る者なるが故、其辺の所も一層注意あらんことを欲す。郡長曰、実は余も、農商務省調は余り細密にして、戸長役場に於ては取調上に困却せり。^{アボシ}網干港の輸出入を調査するが如きは、取締法なく一定せざるもの

にして、実に十四五町の船附より揚る荷物を悉く調査するは難し。戸長に命じ、之を悉く密に調査するには、費用をも別に支出せざれば到底之を調べ難し。」²⁴ここでは農商務省による調査がやり玉に挙げられ、あまりに詳細なため、戸長役場では対処しきれない。それでもそのように過度に詳細な調査をするというなら、特別な予算措置が必要になると開き直った形である。

以上に統計制度と調査の実態についてみてきたが、ここで明らかになったのは、第1に、統計調査の制度が各地でまちまちであること、第2に、各地の住民の間に統計調査に対する疑念があり、正確な回答をしないため、個別に調査するよりも、事情に通曉した人による達観的な調査の方がかえって正確に現実を反映する状況であること、第3に、中央各官庁からの調査が、末端の組織では過重な負担になり、その結果不正確な回答をしている実態があることである。

3.2.2 戸長役場制度とその実態

ここでは、地方制度の末端に位置した戸長役場制度が各地でどのように運用されていたか、またこの制度の担い手である戸長が、どのような状態にあったかを中心に見ていくことにしたい。

戸長役場制度は、地域によっても、また同じ地域内でもさまざまであり、とうてい統一的な制度とは言いがたいものであった。まず、そうした制度上の多様さについて示す資料の一部を例示しよう。

はじめは京都府の例である。

「府下を分ちて六十五組となし、一組に一戸長あり。当府管内には戸長の税金を私用する如き不法の者なし。間々之あるも地方税に過ぎず。但し頃日税金を私借せし者一人ありたり。」²⁵

これは京都府の説明である。管内を整然と戸長管区に分割しているように見えるが、郡レベルから見た実態は少々異なったようである。また、戸長が公金を私用することについてあえて述べているのは、そうしたことが普通に行われていたからだと推測できる。これは戸長の質に関わる問題でもある。

それはさておき、京都府の郡レベルからの発言を見よう。

「府県に於ては一様に戸長役場の聯合を大にする所ありといへども、本府（京都）の如きは人民の随意にて、七八ヶ村聯合の戸長もあり、一村にて一戸長役場を置くもあり、区々にして一定せず。然し二ヶ村以上聯合する者より、一村一戸長役場を置く者多し。一村一戸長の所は戸長の給料二円或は二円に上らず。役場費も至て僅少なり。是等も地価と戸数に従て割付る者なれば、致方無し。戸長を永く勤むれば産を失ふを以て、一年或は半ヶ年に更代する有様なり。故に戸長は職務

²⁴ 世良太一『統計院書記官巡廻紀事』、兵庫県揖東郡役所

²⁵ 世良太一『統計院書記官巡廻紀事』、京都府庁

を大切に守らず、役場に詰ることも無く、布告も熟読せず。私用の農事繁多にして、降雨の日のみ役場に出、晴天の日は農業に従事するよりして、事務決して運ばず。又統計の大切なること等を知らず、十五年分の表も未だ差出さず。記載方には間違多く、附箋を幾度となくして戻す有様なり。先頃府庁へ郡長集会の際、戸長役場の区域を改正することを知事より談話もあり、将来改正あれば是迄五十九戸長ありしを二十三役場となす見込なり。然れば五ヶ村以上の聯合にて三百戸平均となり、区域広く第一には戸長に人物を得、第二には給料も増し戸長の役に掛り切ることになり、一体の事務も運び、統計のことも漸々調成するに至るべし。現今に於ては戸長となる者少く、申付るも直に辞令書を戻す者多く、村に由ると人民の好まぬ者を撰て戸長となし、之を苦しましむる所あり。一村一戸長の村に至りては、公証割印の如き戸長責任の重きを知らず、二重書入を頼む者あり、又之を聞届る戸長あり。或は其台帳を失ひ、或は他の帳簿と割印をなし、訴訟の起りし際狼狽する等、甚不都合のこと多し。天田郡には之れ等が為めに出奔せし戸長あり。」²⁶

京都府の船井郡役所では、戸長役場の管区は各町村であったり聯合町村であったりと、同じ京都府内でもまちまちであると述べている。府では中央政府からの巡視に高等官が来訪したので、全体として整合的かつ効率的に戸長制度が運用されているとみてほしかつたのであろう。しかし、戸長を直接指揮する立場にある郡レベルでは、制度的にもさまざまであり、各町村に戸長を置く場合には規模が過小で業務に支障を来すこともままあると、自らが直面する実態を正直に述べたものと考えられる。

愛知県に世良たちが行ったのは6月であり、折しも戸長管区制度が実施された直後であった。そのため、愛知県庁での記録は、つぎのように、その改正を踏まえたものになっている。

「県令曰、当県に於ても公達に拠て戸長の区域を改正せざるべからず。本県は一戸位宛に纏めて可なりと雖、公達の旨に由れば斯くなす能はず。当地も名古屋の分は既に元と二百戸長ありしを三十三になせり。到底纏る方都合宜く、郡村に由ると不都合なる者を戸長に撰び、或は戸長たらんことを欲する者は之を村の人民に頼み、又嫌ふ者は年代りとす。到底人民の屑を戸長にする訳に至る。今度改正に相成りし上は人才をも得るなるべし。」²⁷

ここでも、戸長役場の管区が過小であり、結果的に「人民の屑」が戸長に選ばれることになると、制度上の欠陥を述べたうえで、新たに設置される戸長管区制度に期待を表明している。

兵庫県では、有馬郡長がつぎのように戸長制度運用の実態について述べている。

「戸長の設置、本県に於ても一旦は公撰の法なりしが、十四年頃より段々元の姿に立戻り、一町村一戸長の制漸次改まると雖、未だ折合付かず。元の戸長に非ざれば、土地に関すること等は別て分り難し。然し当村に於ても段々村の様子も分

²⁶ 世良太一『統計院書記官巡廻紀事』、京都府船井郡役所

²⁷ 世良太一『統計院書記官巡廻紀事』、愛知県庁

り、今日は総代も要せざる様になれり。人民も戸長の公撰に反て服せず。」²⁸
論旨の明確でない点もあるが、おそらくはもともと聯合戸長の制度をとっていたものが、いったん各町村 1 戸長となり、それが再びもとの聯合戸長の制度に戻りつつあるという趣旨であろう。同じ地方三新法期の中、ひとつの県の中でも、制度的変遷が激しかったことがわかる。

滋賀県では、県庁の記述の中に戸長制度に関するものはないが、郡レベルでつぎのような記述があり、聯合戸長と各町村 1 戸長とが併存していたことがわかる。

「大津は、九十一ヶ町七組に聯合す。其他は一町一村の組織なり。一町村独立の戸長に在ては、毎年の交代せざる処なし。而して又学務衛生委員等は各其表式のこと就て困難する有様なり。」²⁹

「書記曰、郡内は聯合戸長は、長浜と他に一二ヶ所限り。其他は、一村一戸長の組織なり。」³⁰

岐阜県ではまだ戸長管区制への移行の前であり、過小な規模の戸長役場の弊害を述べ、聯合戸長制度による戸長管区の設置への期待を伺わせている。

「本県は一町村一戸長を置くの旧法にして、今村数千二三百ありて、其調整頓し難し。此度内務卿の訓令により、先づ三四五十の戸長役場に纏むる積なり。然る上は、統計は勿論、総ての事務に至るも運ぶことならんと考ふ。就ては目今計画の中にして、明年一月頃には実施するを得べし。将来は衛生学務共同一の区域に正正する積なり。」³¹

この記述を見る限り、戸長管区制への移行も、1884 年 6 月に一斉に行われたのではなく、内務省によるこの訓令をいつ実施するかは、各府県の判断にゆだねられていたもようである。

以上のように戸長制度の運用は各地でさまざまではあったが、地方三新法期には、戸長の質がおしなべて悪かったようである。つぎに、その状態と、府県や郡区によって提案されたその解決策について、巡察の順に従って見ることにしよう。

まず三重県では、飯野飯高郡長がつぎのように述べる。

「統計之調査、則概成於戸長之手。而以調査之条項多端、苦難就緒耳如。往事封建之世、人皆貴榮譽如許称姓帶刀大為奨励事功之助。今則人々貴利不顧名、雖有戸長亦准吏員之制、奈何俸給甚薄不酬其劳故、戸長常不得其人。往々為不正之行。

大生弊害実可歎也。且戸長之事務亦甚多、如租税不納公売処分殊為煩瑣。」³²

江戸時代に名字帯刀を許されることを榮譽としたような気風が人々から失われ、名誉よりも利得を尊ぶようになったため、戸長に人を得ないばかりか、不正行為も生じる。また戸長の業務は繁劇であるというのである。

京都府宇治郡役所では、戸長が薄給のため、人材を確保できないと、つぎのように

²⁸ 世良太一『統計院書記官巡廻紀事』、兵庫県有馬郡長

²⁹ 世良太一『統計院書記官巡廻紀事』、滋賀県滋賀郡役所

³⁰ 世良太一『統計院書記官巡廻紀事』、滋賀県東浅井坂田郡役所

³¹ 世良太一『統計院書記官巡廻紀事』、岐阜県庁

³² 世良太一『統計院書記官巡廻紀事』、三重県飯野飯高郡長。なお、この「巡廻紀事」は、なぜか三重県の部分のみ漢文で書かれている。

述べる。

「農産調は甚だ難し。何となれば戸長其人を得ず。即今の公選法にては到底其人を得べからず。且事務は多忙にて、給料極て少く、年給十円に充ざる者あり。郡内にて自ら進で戸長の任に当る者は一人もなし。大抵は一年も過す内に辞職するなり。戸長管理の区域を広め、給料を増加せば、或は其人を得て事務も整理すべし。右の事情なるを以て、即今は戸長の威権行はれず、租税滞納者あれば戸長より之を償ふ如き有様あり。」³³

薄給と激務で人を得ないことから、戸長の権威が地に落ち、租税滞納などが生じても戸長からそれを督促することもできないというのである。ここで提案される解決策は、戸長管区の拡張と給与の増加である。

大阪府でも、江戸時代からの慣習等により、戸長制度が順調に運用できない様子が述べられる。

「当府下にては戸長は中以下の者なり。当地は戸長役場の設置は旧法に依りてあり。聯合になすと、吉野等者不便を生ずるなり。畿内は山口、佐賀等と違ひ、旧小藩の入組し領分なれば、纏り方至て悪く、互いに讎敵の如く、聯合は難く、千戸に一戸長或は百戸に一戸長と六様にせざれば治り難く、一定すること出来ざるべしと考ふ。」³⁴

「戸長は転免屢々にして、之れには困却せり。」³⁵

「目今統計調査上事実の確實ならざるは、戸長に人を得ざるに由る。何とか戸長に相応の給料を与へ、活計も立つ位に至らざれば、如何ともすることあたはず。戸長を拝命しても受書を書き得ず、書記之を代書するが如き不都合の者あり。人相応の人物あればどの様に談ずるも、長官より命を下すも之を請けず。今日の所にては豪家に入出入の者を抑へ、無理に其家主より談じ戸長の拝命を納得させ、夫より申合せ公選する有様なり。管内村数三百六七ヶ村ありて、戸長の数二百六七十人あり。内、前申述する如き者多く、如何ともすることあらず。行政上のことに付親展の書状を送れば、町会の議員に講読を頼むが如き者あり。官より何を達するも、亦何事を施行せしにも、戸長より進めざれば如何ともすること能はず。」³⁶

「此度の太政官達に依れば、追々戸長も相当の人物挙り、不都合のことも消滅に帰すべし。是迄は甚しき戸長に至ると、御達の事等も何程達しても 合手 にならず、何程飛脚を立ても日延をなし、呼出を達すると病気と言ひ代人を出し、其代人は何事を言ても事理を弁ぜざる者にして、是れには大に困却せり。」³⁷

「山間に至ると、戸長は判任に準ずる等と言ても、其判任の何たるを知らざる戸長あり。又一概に戸長を責められぬと言ものは、郡区変革縷にして書類の錯雑何

³³ 世良太一『統計院書記官巡廻紀事』、京都府宇治郡役所

³⁴ 世良太一『統計院書記官巡廻紀事』、大阪府庁

³⁵ 世良太一『統計院書記官巡廻紀事』、大阪府宇智吉野郡役所出張所

³⁶ 世良太一『統計院書記官巡廻紀事』、大阪府奥吉野郡役所

³⁷ 世良太一『統計院書記官巡廻紀事』、大阪府豊島能勢郡役所

を見出すも困難少からず。是迄郡区の改正何十回なるを知らず。又戸長は薄給にして生計立たずと申立、之を責ると辞するに至り、然らざるも戸長の転免一年何回なるを知らず。」³⁸

ここに述べられているのは、大阪府の中でも旧奈良県に属した地域の実態であるが、江戸時代以来の地域性が失われておらず、その境域に従って戸長の管区も設置せざるを得ないというのは、おそらく旧堺県や旧大阪府とは様相を異にするであろう。それにしてもここに述べられた戸長の状態は惨憺たるものである。戸長が頻繁に交代するのはまだよいとしても、その職務には消極的で、何かにつけて業務を忌避する、また、資質としてほとんど文盲のような人物が戸長に選出されているなどである。地域の有力者が、あらかじめ支配下にあるものに戸長を受けることを強要し、その条件下で戸長を公選したとも述べられている。戸長の質の悪さは、この制度に対する地域社会の受け入れ方に起因するのであろう。当然のことながら、そこで作成される文書類は錯雑を極めた。ただしこの点については、郡区の変革がしきりに行われ、制度が定まらなかったという要因もあるようである。とまれ、この様相からは、この地域の住民たちが、明治国家による支配の正統性をどこまで受け入れていたのかすら、疑いたくなる。

兵庫県でも、各郡で戸長の資質が低く、とうてい統計調査の任にたえるものではないと述べられている。

「区長曰、実際統計の調を出す者は戸長に於ても十の一二に過ぎず。人物もなく、又統計学を心得たる者もなく、夫には手数を要し、先づ目下の処にてはこんな物ならんと推算し届出る位なり。各々人民にしても、名々の事に止まり、尋ても其人一人の事も分り難く、戸長なり用掛なりの見込にて万事届出るものにして、其実数に近くはあれども確実とは保証し難し。」³⁹

「管内戸長役場の数十九ありと雖ども、内統計調査等の出来すべき分は五六に過ぎず。郡役所の如きは取次所の如きものにして、人員も多く事務も整理すと雖ども、戸長役場に至ては人員少く、昨今は地所質入の類一日に四五十件もあり。其他繁忙を極め、統計の事等は腹に入らず。然れども、毎度当庁の者へは勿論戸長にも、統計は確実ならざるべからざることを説諭せり。然れども、前陳するが如く戸長は繁忙にして、再三催促を受け責め塞ぎの申し訳に出す位の統計故、実に嘆かはしき次第なり。」⁴⁰

「郡長曰、別に愚見もなし。近来の処にては、学事に就ては其委員、勸業農事衛生夫々各町村に多くの役員あり。然れども町村の事務を挙ぐるは、戸長に非れば如何ともするを得ず。且つ又何処に於ても前述の如く何々委員等数多の役人を設くるも、町村の協議費に関し官の制規より只名を設くるのみにして、其給料は五十銭二円或三円なり。相応の人物稀にはあるにもせよ、一二円にて束縛すること難し。又町村には、何程給料の出すも充分の人は得難し。学務勸業衛生等の委員にせよ、戸長と協議せざれば事を行ふことを得ず。勸業農業等の掛りも薄給にし

³⁸ 世良太一『統計院書記官巡廻紀事』、大阪府奥吉野郡役所

³⁹ 世良太一『統計院書記官巡廻紀事』、兵庫県神戸区役所

⁴⁰ 世良太一『統計院書記官巡廻紀事』、兵庫県揖東郡役所

て、戸長に因らざれば何事もなす能はず。又戸長は自らの職務に追はれ、充分に其方に力を向けることを得ず。勸業なり学事なり、其調の挙ることは名のみにして、実難し。愚考にては総てのことを戸長の責任となし、戸長は用掛等を置き、勸業農務等を分担せしめ、而して戸長一手に此を纏むるときには相応の給料を附与するを得べし。⁴¹

戸長の中で統計の調を提出するものが少ないこと、また戸長役場の事務が繁劇であり、とうてい統計まで手が及ばないため、統計調査にはいい加減な回答をしているという。また、戸長に人を得ないのは、薄給であること以外にも、その選出の基礎となる地域が狭小で、有能な人材を欠くことが多いという。さらに解決策としては、各種委員に支給している給与を戸長に集中し、戸長が責任を持って各種委員の業務を総括するようすべしと述べている。

愛知県名古屋区における戸長の評価は、つぎのように辛辣なものである。

「管内戸長公撰にして人を得ず。制規ある者を漸く取扱ふ位のことにして、小使の有様なり。」⁴²

愛知県では、さきの引用でも「到底人民の屑を戸長にする訳に至る」と、その質の悪いことを口を極めて訴えていた。

さて、これらの巡視結果を総括して、世良は戸長制度およびその運用、実態について、つぎのように述べている。

「郡区より徴集する諸統計に係る書類は、戸長役場の調査に由らざる者少し。然るに、従来戸長選挙の法未だ其宜を得ず、衆望に従ひ之を置くと、一村に一戸長を置くと制なるを以て、小村といえども公選に任じて、其人の能く人に勝ると勝へざるを問はざると、又部内小なれば給料も従て少きを以て、能く其責任を尽す者甚だ少し。故に統計調査の如き、頒つ所の様式も容易には理解せず、一の様式を頒てば一両年は其解釈に苦むこと多し。故に其計数の誤謬あるは固より論を俟たず。此の類は再三正誤せしめて進達すと雖も、其内期限迫りて督促急なる者は、心ならずも其俟に進達すること多し。今度戸長選挙法改正なり、其区画を広め、官選となりたれば、自後漸々調査に誤謬なきことを得べし。但し兵庫県は既に昨年七月以来戸長の区画を広め、人員を減じて給料を増したるを以て、他府県の如き濫選少し。日を経る久しきに至ては、漸く練達して其効を見るべしと云。又戸長仮令其人を得るも、近来事務漸々増加し、其責任甚だ重し。之に加ふるに表記類の徴求実に其煩に堪へざる者あり。例へば学事の表何十枚、衛生の表何十枚、物産の表何十枚と云如く、其数甚だ多く、戸長は平均一日に表を七八枚づつも調製する割合に当りて、繁忙言ふべからず。且つ同一戸口の調査なり、戸籍局、衛生局、文部省、陸軍省各其様式ある類、種々の徴求ありて煩に堪へざるが故に、いづれも疎漏になり易き情況あり。物産等の調も亦之に同じ。」⁴³

各町村1戸長の制度をとるばあいは管轄区域が狭くかつ薄給とならざるを得ないので、戸長にも人を得ないこと、そのため統計様式が与えられてもそれを理解できないこと

⁴¹ 世良太一『統計院書記官巡廻紀事』、兵庫縣城崎美含郡役所

⁴² 世良太一『統計院書記官巡廻紀事』、愛知県名古屋区役所

⁴³ 世良太一『統計院書記官巡廻紀事』、まえがき

がままあること、その数値を郡役所等で正そうとしても人員が不足しており、報告期限が迫ればそのまま報告してしまうこと、さらに、各省庁からの調査が増加して戸長役場における統計業務が煩雑になり、結果的に報告内容が「疎漏」になってしまうことなどが述べられている。

このような状況はこの「巡廻紀事」に表れた府県に限らず、地方三新法期の公選戸長制度下では一般的に見られた現象だったのではないかと推測する。「巡廻紀事」の基になる巡視が行われた、まさにその時期に、内務省が従来の各町村 1 戸長の制度を廃止、戸長管区制を施行したのも、このような故あってのことであった。そして、私たちが 1889(明治 22)年以前の統計データを利用しようとするばあい、そのデータの生産現場はこのような実態であったということを、常に念頭に置く必要があるのである。

3.3 各地域の実態について

各地域の実態は、当時統計調査がどのような社会環境の下で行われたかを知る上で重要な情報を提供してくれる。ここには、上述のように戸籍、物産、犯罪等に関する事柄が述べられている。このうち、物産(「農産調、物産調、勸業調」および「その他各種産物」としたもの)については、各地域の個別的な実態を述べていて、総括的に扱うことが困難なので最後に世良太一自身の総括を一瞥することとして割愛し、以下では戸籍に関する事項と犯罪等に関する事項について、具体例を挙げながら見て行くことにしよう。

3.3.1 戸籍に関する事項

戸籍に関する事項は、内容が多岐にわたっているので、いくつかの項目を立ててみていくことにしよう。

出生、婚姻などの届出について

まず、出生や婚姻について、怠るものが少ないとしている例である。

「出生届を怠る者は少し。」⁴⁴

これは単に事実を述べたのみであるが、その理由について述べたものもある。

「出生届は怠る者なし。一週間を経届出ずして告発さるれば違警罪に処せらるるが故なり。」⁴⁵

「管内戸籍の重複及出生の届漏等は、余り無き様に考ふ。出生の無届は明治十五年より違警罪に処するの法を設て、若し届ざる者あらば告発せねばならぬ訳なり。余の赴任以来全家戸籍に脱漏せし者二戸あり。先づ是等のことにして其他は脱漏等なきなり。明治十一年県庁の命を受け一時戸籍を改正せり。只今貴命のありし人員に関する諸箇条の如き最も緊要なることに候得共、郡吏人少にして其調をなすことは今日に之を行ふを得ず。徴兵年齢調に至て始て廢疾の調成る位なり。」⁴⁶

「十四年十二月より戸籍の届漏をなす者違警罪となり、加籍を出願する者昨年の

⁴⁴ 世良太一『統計院書記官巡廻紀事』、京都府紀伊郡役所

⁴⁵ 世良太一『統計院書記官巡廻紀事』、京都府宇治郡役所

⁴⁶ 世良太一『統計院書記官巡廻紀事』、大阪府熊野郡役所

夏迄は漏籍者のみなりと雖、近頃は出生の届漏を迫々届出るなり。」⁴⁷

「出生は産婆に於て一ヶ月毎に届出れば、本人怠れば産婆より顕るるなり。死亡は衛生委員より届出る故、戸主怠れば委員之を責む。而して出産は必ず産婆の手に由るべき旨を府庁より達せられたるを以て、届漏は先づなからんと思考す。」⁴⁸
これらの例では、出生届は違警罪をもって義務づけているか、あるいは産婆によって届け出るので捕捉洩れはないとしている。違警罪とは、各地で、その地域限りで、各種の微罪について定められたもので、罰則規定を伴う。今日でいえば軽犯罪法に相当するものである。

つぎに、出産や婚姻の届け出時期を遅らす慣習があるばあいがある。遅れた場合の取り扱いは、各地でさまざまに異なっていた。

「私生児至て多く、従て籍漏れの願出多し。三ヶ月四ヶ月或は一ヶ年も後れ就籍を願出する者は、之を就籍者とするの規則とす。結婚は直ちに届出る者は稀なる位、一二月を経て届け出る者多し。海辺皆此の風習なり。其直ちに届け出すべきことを人民弁へず、戸長より一々督促する位なり。」⁴⁹

「就籍を願出する者は、出生届を二三月怠りし者多し。一ヶ月凡そ十四五人もあり。」⁵⁰

「出生は本年二月に生れ、六月に至りて届出る者は、来年一月一日調の就籍の目に加ふ。」⁵¹

「只今貴論の如く、出生結婚等届の遅延するに困難す。法を設くるに非れば迎も直ちに届出ることなし。(中略：引用者)出産届漏は、年を越し届出るときは就籍に加ふるなり。」⁵²

「就籍願も折節あり。戸長も人民に、三ヶ年前出生したる者を此節の出産として届出するは不都合なることを説諭し、総て就籍願は許可の上に非んば成らず。夫れには手掛り、人民に於ても困難なるを知り、当今は直ちに届出る様になれり。」⁵³

⁵³

「戸長より本年内出生の届漏は出生の内に記入すべきや否を申出しに由り、郡役所は右は年を越せば就籍の内に記入すべき旨を指令せり。」⁵⁴

当時の日本では乳幼児死亡率が現代よりも高かったため、人々の間では、子供が生まれた場合、しばらくおいて、その子が無事育つかどうかを見極めてから届け出ることが多かった⁵⁵。また、結婚の場合も、子供ができて初めて正式の婚姻が成立するとする風習を持つ地域が随所に存在した。こうした慣習から、戸籍上の届出が遅れること

⁴⁷ 世良太一『統計院書記官巡廻紀事』、京都府与謝郡役所

⁴⁸ 世良太一『統計院書記官巡廻紀事』、大阪府豊島能勢郡役所

⁴⁹ 世良太一『統計院書記官巡廻紀事』、兵庫県加古郡役所

⁵⁰ 世良太一『統計院書記官巡廻紀事』、兵庫県飾東郡役所

⁵¹ 世良太一『統計院書記官巡廻紀事』、愛知県碧海郡役所

⁵² 世良太一『統計院書記官巡廻紀事』、静岡県敷知長上浜名郡役所

⁵³ 世良太一『統計院書記官巡廻紀事』、大阪府宇智吉野郡役所出張所

⁵⁴ 世良太一『統計院書記官巡廻紀事』、京都府与謝郡役所

⁵⁵ 筆者の母方の祖母は東京の人で1883(明治16)年生まれであったが、7人いたその娘たちは全員、実際の誕生日よりもちょうど1ヶ月後に出生したことに、戸籍上はなっている。このような例は特に珍しくはなかった。

は多かったとみられるのである。また、3ヶ年以上遅れて出生を届出したという例は、口述する徴兵忌避と関係するかも知れない。

上の例に見られるとおり、特に出生のばあい、遅れて届け出られた際の取り扱い方は地域により異なっていた。具体的には、3ヶ月以上遅れて出生を届け出るときは、出生ではなく就籍として受け付ける、4ヶ月も遅れれば翌年1月の就籍とする、年を超えたときには就籍に加えるなどである。こうした地域差は、人口の定義が地域により、事実上異なっていたということの意味する。

送込籍の手続き

上に見た加籍手続きのみでなく、送込籍の際の手続きも、地域により異なっていた。

「送込籍は、町村を異にすれば、聯合戸長にても其科目に登録す。」⁵⁶

「送込籍は、聯合戸長なれば、町を異にするも登記せず。」⁵⁷

「送籍は数町村聯合戸長役場にても村を異にせば送籍のことを戸籍表に記入す。」

⁵⁸

ここに挙げた例のうち、はじめの2例は、同じ愛知県内の別の郡である。一方では、聯合戸長管区内でも町村を異にすれば送込籍の対象とするとし、他方では聯合戸長管区内での移動は、町村を異にしても登記しないとしている。3例目の京都府与謝郡は前者と同じである。ここでいう送籍が、婚姻や養子縁組などによる本籍の移動のことであるか、あるいは出入寄留のことであるかは不明であるが、いずれにせよ、こうした差異によっても、戸籍によって捕捉された人口の定義は、地域的に異なっていたといわざるを得ない。

徴兵業務・徴兵忌避

徴兵令の施行のために戸籍が点検されるばあいや、徴兵忌避のために、戸籍のデータにバイアスがかかるばあいもある。

「区長曰、何分戸籍が戸長の職務内にありて行届かざる故、大に心配せり。故に毎年両度区役所より吏員を出し、戸籍を調査す。今日も已に吏員を派出せり。目今戸籍の記載方至て悪しく、検査するに不便にして、最早一ヶ月余も掛り居るなり。何分経費少く誠に困難す。然し毎年二回調査するを宜き様に考ふ。右は徴兵嫌避の者ありしより起り、各区長の建議に出つ。」⁵⁹

「郡長曰、戸籍は人民の原なれども、間違の廉多く、徴兵令改正のときは、郡役所より総吏員を派出し、五日も掛かり調査せしに、徴兵の忌避でもなく、戸長の怠りより驚くべき多くの間違を発見せり。将来戸長役場の変更をもある際には、尚更に戸籍を整頓せんと思へり。」⁶⁰

「戸籍は徴兵令の為に止むを得ず吟味し、時としては三人も四人も遽に入籍を出願する者あり。」⁶¹

最初の例は、徴兵忌避対策として、区長の建言により、戸籍の点検を始め、年2回行

⁵⁶ 世良太一『統計院書記官巡廻紀事』、愛知県愛知郡役所

⁵⁷ 世良太一『統計院書記官巡廻紀事』、愛知県碧海郡役所

⁵⁸ 世良太一『統計院書記官巡廻紀事』、京都府与謝郡役所

⁵⁹ 世良太一『統計院書記官巡廻紀事』、大阪府南区役所

⁶⁰ 世良太一『統計院書記官巡廻紀事』、大阪府高安洪上郡役所(原本には郡名記載なし)

⁶¹ 世良太一『統計院書記官巡廻紀事』、滋賀県蒲生郡役所

っているが非常に手間がかかるというもの。また2番目の例は、おそらく1879年に徴兵令が改正された際、忌避を案じて戸籍を点検したが、それよりも戸長の怠慢で多くの誤りを発見したというものである。ここでは、戸長制度の改正により、その質も向上するであろうとしている。3番目の例は、徴兵のために戸籍を点検するのやむなきに至ったというものである。

出生届を遅らすことと徴兵忌避とが関係あると思われる例もある。

「年齢を若(ワカ)く申出、遅く徴兵に出る様の事にて、迷惑を生じ、終には年齢も実を述ぶる様になれり。」⁶²

徴兵時期を遅らせるために年齢を若く届け出る者があったというのである。

種痘や就学のための加籍

地域の習慣や徴兵忌避など、さまざまな要因で戸籍に登録しなかった人々も、そのことによって大きな不利が発生するような状況になると、登録を希望することがあった。その典型的な例は、種痘と就学である。

「就籍は五六才以内の小供多し。就学の際不都合を知り、届出る者等あり。出生は俗に六日ダレと云ひ、七日目には必ず届くる有様なり。」⁶³

「郡長曰、村落に於ては人員の出入も少しと雖も、市街に於ては其届漏多く、甚しきは一組(市街一町の類)六十人もあり(種痘調に由て発見せり)。最も私生等の小児多し。」⁶⁴

「郡長曰、年々に戸籍も手馴れたれ共、届漏多く、年に兩度の種痘調に由て、之が為めに脱漏の加籍願を申出る者あり。」⁶⁵

1例目は就学に関するもの、あとの2例は種痘に関するものである。種痘については、単に不利を知って自ら届け出たというよりも、種痘の施行のために役場が調査を行った結果、未登録の住民を発見し、説得して届けを出させたケースもあったであろう。

出入寄留の不登録

当時の戸籍制度では、本籍地その他の居住地から移動して居住する場合、移動元には出寄留届を、また移動先に入寄留届を提出することとされていたが、実際にはそれを行わずに移動してしまう者が多かった。この問題は、1920年に国勢調査が実施されるまでの長期にわたり、統計家たちによって、戸籍による人口把握の致命的な欠陥として指摘され続けた。

「出寄留も良く届出る方なり。稼人の入寄留は届を為す者甚少し。出寄留は士族等の破産者多し。十日以上他府県に出る時は必届出させ、寄留証を与ふるなり。」

⁶⁶

「今日は寄留の者は保証し難し」⁶⁷

「出入寄留は届を怠る者多し。入寄留の如きは戸数割税を忌避する者多きに原因

⁶² 世良太一『統計院書記官巡廻紀事』、大阪府宇智吉野郡役所出張所

⁶³ 世良太一『統計院書記官巡廻紀事』、大阪府南区役所

⁶⁴ 世良太一『統計院書記官巡廻紀事』、兵庫県揖東郡役所

⁶⁵ 世良太一『統計院書記官巡廻紀事』、兵庫県多気郡役所

⁶⁶ 世良太一『統計院書記官巡廻紀事』、京都府宇治郡役所

⁶⁷ 世良太一『統計院書記官巡廻紀事』、大阪府式上式下十市宇陀郡役所

す。」⁶⁸

「市街多出入而戸籍加除未得正。亦由戸長用意之不厚。」⁶⁹

出入寄留届の不提出は、市街地において顕著であった。また入寄留届を怠る理由として、入り寄留を提出してそこの住民と認められると、地方税である戸数割を徴収されるので、これを忌避するためという指摘がされている。このようなネガティブなインセンティブと、先に見た種痘や就学などのポジティブなインセンティブの双方が、寄留届をめぐる存在したのである。

地域独自の戸籍編成と規則

この時期、中央政府による戸籍制度は、基本的には 1872(明治 5)年に施行された戸籍法によっていた。この戸籍法では 6 年ごとに 1 度調査を行って、戸籍を新たに作成することとされていたが、実際にはそれは行われず、制度上は、1872 年の戸籍に出入の寄留等を加除することによって現住人口が把握されるというたてまえになっていた。しかし、世良の「巡廻紀事」を見ると、いくつかの地域では、その地域限りの戸籍調査を行い、また戸籍制度の運用に当たっても、地域限りの方法によっていた例があるようである。

「郡長曰、戸籍以明治八年改調。(中略：引用者)加除者是度会県以来旧規。而今則百六十ヶ村中行之者不過僅々十ヶ村。」⁷⁰

「堺県のとき(明治十年)、更に戸籍を作り置き、戸長は戸主を役場へ呼出し之を以て一人毎に調べたることあり。是れは余程手数を要すれども、五年の戸籍に係らず別に綿密に之を調べ、大郡は二ヶ所に区長戸長を置き、其所に於て一村一日、大村は三四日位に之を調査せり。最も戸籍面の文字を正し、用紙半枚に二人宛を記載することと定めたり。今日は之を原として加除し来るものなり。(中略：引用者)長尋になりし者の、今日就籍を願出する者等なり。又右等の者は八十才に至るも行衛の知れざる者は、戸籍より除去する方は、旧藤堂家の制なりと聞及べり。」⁷¹

71

「郡長曰、戸籍調は郡役所に委任せらる。然るに是迄大切なるを知らず、増減も取調なく、九年以来其儘にありて、充分に人を掛けざれば、調査出来せず。」⁷²

以上に見るように、三重県一志郡では 1875(明治 8)年に、また静岡県敷知長上浜名郡では 1876 年に、大阪府(旧堺県) 上式下十市宇陀郡では 1877 年に、それぞれ戸籍を再調査していることがわかる。また三重県の例ではその運用は旧度会県の方法によるものが大半を占め、1884 年当時の規則に従って運用するものは 160 ヶ村のうち 10 ヶ村とわずかであった。大阪府(旧堺県)の例では、行方不明者の除籍について、江戸時代の藩の規程を準用していると述べている。静岡県では、1886 年に戸籍調べが行われた後、郡ではこれに加除を行うこともなく、そのまま放置していたという。また筆者自身が調べたことであるが、神奈川県では 1877 年に戸籍を改正しており、1884 年にはさら

⁶⁸ 世良太一『統計院書記官巡廻紀事』、兵庫県飾東郡役所

⁶⁹ 世良太一『統計院書記官巡廻紀事』、三重県一志郡役所

⁷⁰ 世良太一『統計院書記官巡廻紀事』、三重県一志郡役所

⁷¹ 世良太一『統計院書記官巡廻紀事』、大阪府式上式下十市宇陀郡役所

⁷² 世良太一『統計院書記官巡廻紀事』、静岡県敷知長上浜名郡役所

にこれを調査、再編している。このように各地でそれぞれに戸籍が編成され、その運用についても全国的な統一を見ていない状況だったと推測されるのである。

戸長による戸籍管理の不備

地方三新法体制下の戸長の質についてはすでに前節でも述べたが、そのことを同時代人でも認識していた例がある。

「本区に於ては、元区会所にて一区内の戸籍帳を備へりと雖、明治十二年之を戸長の職務となして、各戸長に引渡せり。其際拙者は、之を戸長に引渡すときは錯雑を生ずること必然のことと考たれ共、何分公然たる布達に付、如何ともする能はざりし。十二年前にも戸籍を町々に備へざるに非らず。各町にて下調をなせし現在人に当りて調べしものあり。十二年引渡の節も、此帳簿は渡さず、皆町々扣となし置たり。其後十三年に吏員を派遣して悉く戸籍簿を調査せり。」⁷³

1879(明治12)年に戸籍簿を戸長役場に引き渡すとき、それは錯雑になるのでまずいと思ったが、中央からの指示でやむなく引き渡した。しかし1880年と1881年には吏員を派遣して、戸籍簿をすべて点検したというのである。名古屋のような都市部では、人々の生活圏自体が、すでにかかなりの広がりを見せており、これを細かく分けて戸長を置く地方三新法の制度は、実態に合っていなかったのであろう。あえて人材に乏しい小さな戸長役場に戸籍簿を預けるのに、1879年時点ですでに抵抗があったことがわかる。

統計家による妥協

以上のように、当時の戸籍制度には、地域間での書式や運用の不統一、さまざまな要因による住民の非協力によるバイアスなど、統計データとしてこれを用いるには大きな欠陥があったといわざるを得ない。杉亨二や世良太一をはじめとする統計の専門家からすれば、戸籍による人口把握は統計的には意味をなさず、従って、「甲斐国現在人別調」を引き継いだ全国的な人口センサスの実施が不可欠だとの認識があったであろう。この「巡廻紀事」も、そうした認識を強める方向で作用したに相違ない。

しかしながら、この問題にはもう一つの側面があることを、世良たちは認識していた。それは、この時期の戸長の質の悪さと業務の多忙、そして統計調査に関する無知である。この点については前節で述べたが、このような状態の現場を調査の末端組織として、全国的な人口センサスをいきなり実施しようとしても、それには相当な困難が伴うであろう。このような認識ゆえか、世良は、従来の戸籍や宗門人別帳のシステムに、必要な調査項目を追加することから始めればよいという、いわば妥協案を示している。

「是より又現在調の方法を述ぶ。郡長曰、只今の高話は最も精密のことなれども、徳川時代に於ても宗門のことは正しく、当所にても一々家毎に人を並列せしめて之を調べ、帳簿に符合せざる時は是を嚴重に正すが如き六年目の調ありたり。乃ち之れに語けて曰く、彼の調は風俗経済等の有様を知るの目的より出るに非ずして、誠に簡単なる者なり。又藩士は之を省きて調べず。完全せざる者多し。郡長曰、藩士は時々届を出し人数を改むるが故に、彼の法にて分る様考ふと。語けて

⁷³ 世良太一『統計院書記官巡廻紀事』、愛知県名古屋区役所

日ふ、旧来の調方に必要の箇条を加ゆれば宜しきものの如し。⁷⁴

かつての宗門改も正確なものであったがそれではいけないのか、という問いに対して、旧来の調方は精密を欠くが、これに必要な箇条を加えればよいと、世良は答えているのである。巡視の中で各地の実態をつぶさに見てきた世良の、これは統計学者としての最大限の妥協であったろう。

世良太一による総評

以上のような巡視の結果を踏まえ、世良太一は戸籍について、全体として次のように評価を下している。

「戸籍調は、近来徴兵学齢種痘等に関係ありて、時々調査することあるを以て、漸次整頓し、他の事物に比すれば少し確実に近きが如し。然れども、出入寄留及雇人、又は婚姻者の如き、其届に一定の規則なきを以て、現在人員を明にすること難し。近来市街の地は警察署にて調査するものあり。之を戸長役場の調に比すれば、頗る差異を生ずと云。出生は届漏なきを保たず。就籍を願出る者は大抵出生届漏れの者多きに居るが如し。近来百般の法律規則類漸次改正ありて精良に赴くといへども、戸籍の法に至ては明治四年創立の俛一回の修正を経ず。故に現今に至っては、支吾する所少なからず。速に修正あらんことを企望せり。」⁷⁵

物産調等に比べれば、戸籍はまだ正確な方であるし、徴兵や就学、種痘などの関係から、その精度は向上してきている。しかしそれでも警察による調査の結果とつきあわせると大きな差がある。正確な人口把握ができるよう、1871(明治4)年に公布されて以来一度も見直しをされなかった戸籍法を改正すべきであるというのが、その趣旨である。

3.3.2 犯罪に関する事項

本項では、統計調査の末端の担い手であった戸長役場が、地域社会でどのような問題に直面していたかについてみていく。その際、特に「強盗、窃盗、盗賊、追い剥ぎ」「古物商取締条例」「賭博」「詐欺、偽証」に着目することにする。

強盗、窃盗、盗賊、追い剥ぎ

まず、強盗、窃盗、盗賊、追い剥ぎに関しては、単に多い、少ない、増加した、減少したとのみ述べている例を除けば、つぎのようなことが述べられている。

いくつかの地域で、強窃盗は他地域から入り込むと述べられている。どうやら東京から東海道筋を抜け、京、大阪にいたるルートができあがっていたようである。ただし、そのような盗賊はいわゆる大盗であり、それとは別に、各地域にコソ泥のような存在があったように見受けられる。

「掏摸拐帶至小祭典等雑沓之日、自大阪地方潜入者有之。窃盗等被付監視者、概遁逃」。⁷⁶

「罪犯窃盗最多而、無可指名之大盗、又多造偽証書者。遇盗者一月概三四十戸、十五年中二百五十戸、十六年中三百六十五戸。往々有窺農事举家無人潜入者。」

⁷⁴ 世良太一『統計院書記官巡廻紀事』、滋賀県蒲生郡役所

⁷⁵ 世良太一『統計院書記官巡廻紀事』、まえがき

⁷⁶ 世良太一『統計院書記官巡廻紀事』、三重県警察署

多来自大和地方。監視者明治十五年以来及七十九名。犯人概知刑法不白其求刑甚難。」⁷⁷

「近頃は強窃盗共少しく減ぜり。又監視人は半ば逃亡す。事故は此一月頃 貧窮に迫り首縊り等ありたれども、其後は余りなし。強盗は他所より入る者多し。然し余り訴なし。」⁷⁸

「窃盗は土蔵を切り破る者多し(他より来る者)。其他は小窃盗なり。」⁷⁹

「当地は悪漢の頻りに徘徊することを聞きたるに由り、其実況を尋ぬ。署長曰、窃盗は他所より来る者あり、又居住の者あり。大なる賊は他より来る者なり。蓋し壁切位は当所の者にもあるべし。」⁸⁰

「署長曰、強窃盗共近来少しく減ぜり。窃盗の大なるものは、先づ大阪西京より来る。汽車汽船の便利なるに由る。本年は余り大なるものなし。(中略：引用者) 悪漢を捕拿する場所は定まらず。大概盗賊は予て分かりたる者にして、土地の者なれば捕縛し易く、他より来る者は縛し難し。隣郡と気脈を通じ、捕拿の方法を協議す。大阪より来る賊は、長浜に渡りて八幡に来る。盗品を売れば道を他(赤目)に取るなり。」⁸¹

「悪漢は先づ東京より本地に來り、又本地に止る能はざるときは伊勢参宮と稱し、伊勢に移り、而して伊勢にも滞在すること能はざるときは、大阪に移るを線路とす。窃盗の往来は、東海道筋、美濃、岐阜、大阪へ通ずるものなり。強盗は余り往来せざる処なり。其多重罪犯は少く処刑十年以下の者多し。近来は強盗多く、通常冬期より一月末迄位のものなりしが、現今は時節に拘はらず横行す。又追剥もあるなり。古物商質商及賭博犯条例施行より、窃盗は強盗と変ずるの外なし。多分之れ等に原因するならんと考ふ。又夫々近年は倍々巧者になり、十二時過等に押入るもの ををし。強盗は美濃の者多く、」⁸²

後述する古物商取締条例の施行により、強窃盗は、盗品を売りさばく途が狭まり、減少したという記述もある。また、衣服はこの条例の施行によって、盗品であることが露見しやすくなったため、窃盗行為の対象が、衣服から穀物に変化したとも述べられている。

「警部浅井房勝に面会し、窃盗の近況を尋ぬ。警部曰、古物商取締並其細則出来以来、衣服等を盗む者は少く、穀物を盗む者多し。然れども従前に比すれば大に減少したる方なり。是より五里程隔りたる荻原と云所へ先頃忍入し者は、私服百五十品を盗取りたり。著しきものとす。又両三日、宇田郡の宇田町に忍入たる賊、亦著しき者なり。昨今探偵中なり。当部内にて盗取りたる品は、京阪に送るを常とす。又捕縛する場所は定りなく、先月田原分署にて三名の大賊を縛し、先々月

77 世良太一『統計院書記官巡廻紀事』、三重県名張警察署

78 世良太一『統計院書記官巡廻紀事』、大阪府南区警察署

79 世良太一『統計院書記官巡廻紀事』、大阪府堺警察署

80 世良太一『統計院書記官巡廻紀事』、兵庫県明石警察署

81 世良太一『統計院書記官巡廻紀事』、滋賀県八幡警察署

82 世良太一『統計院書記官巡廻紀事』、愛知県名古屋警察署

は八名を捕縛せり。皆河内辺より来る者なり。管内には貸座敷なく捕縛する者少し。奈良及郡山にて捕縛すること多きは貸座敷ある故なりと思考す。」⁸³

「無産乞食様の者多く、違警罪犯者も年々に増加せり。強盗は至て少く、強盗は昨年三戸、一昨年五戸、窃盗に米穀をぬすまるる者毎月五六軒位。」⁸⁴

「又窃盗は、米穀及洗濯物を盗む位にして、至って小賊なり。」⁸⁵

「盗賊は古物商取締に因り減少せり。右故なる哉、此節者雑穀を盗む賊多く」⁸⁶

盗品が流通する流通網の存在を示唆する記述もある。おそらくは、当時高価であった衣服が、そうした流通網に乗ったのであろう。『鬼平犯科帳』にあるような、千両箱を盗み出すような盗賊は、むしろ少数であったかもしれない。大阪は盗むよりも盗品の集散地となっていたようだ。

「当大阪は土地にて盗むより諸方へ発達の便なる地故、悪漢共集り盗品の通送方を暗号等にて巧みになす由。」⁸⁷

道路が悪く盗品の輸送に不便なばあい、盗賊は職業として成り立たなかった。盗品の流通網にアクセスするコストが高く、冒すべきリスクと比較して、利得が少ないか、もしくははなかったと考えられるからである。

「署長曰、湯島は年に十戸の盗賊の入りたる家なし。道路宜しからずして、盗品を通送するに不便なるが為なり。盗賊の多きは出石、養父、竹田、因幡、堺、浜坂なり(此地より二十里)。又生野は湯島に似たる所にして、生野に至らば盗心ある者も改心すると言う位なり。本地部内強盗十五年に十戸、十六年に十五戸、窃盗十五年に五百三十九戸、十六年に六百七十六戸なり。捕縛せし犯罪者の数、十五年に三百八人、十六年に三百十四人あり。」⁸⁸

当然のことながら、山がちで潜伏しやすい場所には強窃盗が多く、平場で見通しのよいところには少ない。また、行政区画が入り組んでいるばあい、府県の境を越えて司直の手が伸びにくいという事情から、強盗賊は多くなる傾向があったようである。

「署長曰、窃盗犯は他に比すれば甚多し。是潜伏するに至る便なる地なればなり。又他所の者も、本地に来れば、土地の者に誘導され悪事に陥る者多し。」⁸⁹

「署長曰、部内には強盗平均一ヶ月一度位、窃盗は六十度位なり。龍野警察署の管内最も多し。本地は開けたる地なるを以て、盗賊等潜伏するを得ず。」⁹⁰

「本年は強盗至て少く、是迄押入りし戸数三なり。然れども捕縛せしは七名なり。他府県庁に接する所は、兎角盗賊も多し。亀岡寄り或は北の方に、京都府管轄の福住と言処接近せり。此辺悪漢の徘徊すること多し。本署に於ても、隣府県の分署と聯合通知して、探偵を計れり。捕縛せし強盗は、古物商条例前後二ヶ月を比較するに六戸減ぜり。是れ其効ならんと思考す。今其数を掲ぐれば、一月三十六、

⁸³ 世良太一『統計院書記官巡廻紀事』、大阪府三輪警察署

⁸⁴ 世良太一『統計院書記官巡廻紀事』、大阪府上市五条警察分署

⁸⁵ 世良太一『統計院書記官巡廻紀事』、大阪府五条警察署

⁸⁶ 世良太一『統計院書記官巡廻紀事』、兵庫県警察本署

⁸⁷ 世良太一『統計院書記官巡廻紀事』、大阪府庁

⁸⁸ 世良太一『統計院書記官巡廻紀事』、兵庫県豊岡警察署

⁸⁹ 世良太一『統計院書記官巡廻紀事』、兵庫県寺家町警察署

⁹⁰ 世良太一『統計院書記官巡廻紀事』、兵庫県姫路警察署

二月十九、三月十八、四月二十七、平均二十五戸にして昨年と変ることなし。」⁹¹

以上よりうかがわれるのは、当時、地方を越える活動範囲をもった盗賊が数多く活動しており、彼らによる盗品の流通網も、一種の地下経済として成立していたということである。また、このような「本格的」な盗賊のほかに、各地にはその土地限りのコソ泥のような存在が見られた。

1884年に施行された古物商取締条例⁹²は、そうした流通網に切り込むための第一着手であった。つぎに、この古物商取締条例についてみよう。

古物商取締条例

古物商取締条例(以下、「条例」と略す)に関しては、施行されてからまだ日が浅く、その効果がまだ見えないという地方と、すでに効果を現しているとする地方とに分かれる。まず、効果がまだ見えないという地方の例を挙げよう。

「古物商取締規則功験未着、唯因典舗多発覚贓品而、贓品少復於事主者。」⁹³

「盗品は古物商規則之為取締付たれども、未だ其功顕れず。是迄夫が為めに発見せしもの僅か兩三度なり。近頃は専く盗品を発見することに注意す。」⁹⁴

「古物商規則は未だ十分の徴候を見ず。該業者も御発令の頃は増せしが、昨今は大に減少せり。」⁹⁵

「古物商条例は、未だ著しき実効を見ず。」⁹⁶

「古物商条例の為めに未だ賊の減じたるを見ず。然し将来減ずるならんと思考す。」

97

「古物商条例は何分日浅く、監査中部内七百名以上の商なり。人口二千二三百人に付、巡查一人の割、人少にして監査未だ届かず。実効も未だ見へず。」⁹⁸

「飛驒は犯罪者至て少く、人民最も質朴なり。管内に於て事の多き所は、岐阜、高山、大垣の三ヶ所なり。他の九ヶ所は格別の事故なし。古物商も昨今頭取を設け、組合の法も整ひ、帳簿も整頓せるを以て、追々実地に立入り調査する積。此際は十分に調査すべきに付、実効も必ずあるならんと思ふ。条例の出し始には、業者も廃業したる者あり。追々説諭中なり。古物商条例の実効は未だ見へざれども、物品を盗むことは大に減少せり。」⁹⁹

ただし、上に見るように、効果はまだ見えないとはいえ、将来的には盗賊による盗品流通を減らす効果があるだろうと付け加える地域もある。

つぎに列挙するのは、「条例」が効果を上げたケースである。

まず、「条例」により、身元の不確かな者から買い取った品の鑑定を求めて警察を訪れる者があらわれたという例がある。

「古物商条例は実効顕るの様なり。身元知れざる者の売払品を、鑑定の為めに当

91 世良太一『統計院書記官巡廻紀事』、大阪府池田警察署

92 明治十六年十二月二十八日太政官布告第五十号

93 世良太一『統計院書記官巡廻紀事』、三重県警察署

94 世良太一『統計院書記官巡廻紀事』、大阪府南区警察署

95 世良太一『統計院書記官巡廻紀事』、兵庫県明石警察署

96 世良太一『統計院書記官巡廻紀事』、兵庫県寺家町警察署

97 世良太一『統計院書記官巡廻紀事』、京都府福知山警察署

98 世良太一『統計院書記官巡廻紀事』、滋賀県八幡警察署

99 世良太一『統計院書記官巡廻紀事』、岐阜県警察本署

署に持来る者、三月頃より六七件あり。是等より盜賊を發見せしことあり。然しながら、此条例の爲めに未だ盜賊の減ずるを見ず。」¹⁰⁰

また、「条例」によるそうした鑑定の結果、盜賊を逮捕し、それがために盜賊が減少したという記述も見られる。

「古物商の物品に就き、認可を受けに出る者多く、之が爲め、過般一強賊を捕縛せり（京都府博徒会津の小鉄の子分にして東京に於て盜みたる品を本地の古物商に売却せんとしたるなり）。右は拘引の途中逃走して自殺せんとせしが、再び之を捕し、終に京都府裁判所へ送致せり。（中略：引用者）古物商營業者は、始めは減少せしなれども、今日に至ては其数以前より凡三分の一を増加せり。是れ無届にて營業のならざるに由るべし。質屋は先月十五日より取締に着手せしが、法令の嚴なるが爲め、苦情多く、其実施の手續を遵守せず。十七八戸の内五戸を残し余は廢業せり。」¹⁰¹

「古物商条例の爲め盜賊の減じたるは見ざれども、之が爲めに捕縛は増せり。古物商の条例の爲め、營業困難の苦情を申立つる者あり。精々説諭を加ふ。」¹⁰²

さらに、「条例」により、雇い人が店の物を盗んで勝手に売買することもできなくなった。

「古物商取締一件は、一方より聞くときは業主の雇人に欺かるるが如きことなきに至り、大に取締立、業主に於ても喜ぶ者あり。是迄は外国人等に売りたるものは、主人の考へにて低価過ぎるが如く思ひたれども、再び問ひ合わすることならざるが故、其俣になせしが、以来は斯の如きことなきに至れりと。」¹⁰³

こうして効果があった反面、その実施に当たってはさまざまな障害もあったようである。

「又盜賊品は古物商条例の爲めに売買六ヶ敷、従て盜賊を捕縛することあるなり。」

此嚴重になりたるは正業者には究屈の様なれども、取締上には至て宜し。然し營業者に於ては、従来符調位のことを記載し置きし者故、文字を知らずして甚困難の様子なり。」¹⁰⁴

「区長曰、古物商条例は、警察の取締には適当なれども、良民の爲めには苦情を申し立てる者多し（尤も誤解せる廉もあり）。然れども此節は大に手順立、差支も減少せり。右条例は一般の規則に非る故、各県との間は曖昧になり居る姿なり。而して古物商は自今減少せんと思考す質屋も亦同様なり。」¹⁰⁵

以上に述べられているのは、「条例」が求める營業記録等が煩瑣で、従来符丁程度のことで済ませていたのに、帳簿を整備して、いつ点検されてもいように備えなくてはならぬことを、「良民」である營業者が苦勞しているという内容である。

また、「条例」が府県限りの鑑札を出すため、県境を越えて商売するものは困難を感

¹⁰⁰ 世良太一『統計院書記官巡廻紀事』、滋賀県大津警察署

¹⁰¹ 世良太一『統計院書記官巡廻紀事』、兵庫県豊岡警察署長

¹⁰² 世良太一『統計院書記官巡廻紀事』、滋賀県大津警察署

¹⁰³ 世良太一『統計院書記官巡廻紀事』、兵庫県警察本署

¹⁰⁴ 世良太一『統計院書記官巡廻紀事』、大阪府堺警察署

¹⁰⁵ 世良太一『統計院書記官巡廻紀事』、兵庫県神戸区役所

じている。

「又古物商条例は、此辺に於ては、兵庫県に接近し、毎日兵庫管内に行き営業する者多し。然るに規則は一管内の定めに限るを以て、大に差支あるなり。行商の鑑札は、一定の布告にてもなければ斯の如き差支多し。又大阪は兵庫に比すると最も困難多し。何となれば、右の商業上の得意が、多く他県に跨り、一管内の規則を以て限ると到底営業すること能はざるに至ればなり。専ら現今は当分のことなりと論し居るなり。右は布告になり、鑑札一枚にて何れの府県にも通用することにならんことを希望す。質屋条例¹⁰⁶は至って仕易しと雖、古物商条例は施行官に於て至て困難す。」¹⁰⁷

最後に、行政の側にとっても、点検すべき古物商の数が多く、点検には非常な手間がかかるといふ事情があった。

「古物商は、不正業には廃業せる者あり。又正業者は手数を厭ひ、帳簿に記入を怠り、到底無益なりとす。営業者の言ふに古物商三千人あり、三人五人にて検査するも、逆ても行届かず、取締法を嚴重にせざれば無効に属すと。」¹⁰⁸

以上、古物商取締条例は、主として盗品の流通という地下経済に介入するために設けられた「条例」であり、それなりの効果はあったのであるが、それを実施し、また受け止めるべき地方官庁や地域住民にとっては、その負担は軽くはなかったようである。それにしても、こうした法的措置によって、社会の表面に表れない地下経済が破壊されていったとするならば、正規の流通に関する統計調査の結果も、より正確に実態を反映したものになっていったであろう。

賭博

賭博もまた、地下経済の一つである。これに関しては、1884年、賭博犯処分規則(以下「規則」と略す)¹⁰⁹が施行され、それまで現行犯でしか逮捕できなかったところ、過去にさかのぼって非現行犯逮捕も可能になったことで、一挙に状況が変化したようである。また、清水の次郎長、会津の小鉄などの親分の影響が、地方を越えて西日本にまで及んでいたことも知られる。

最初に、規則により賭博犯が減少したという例である。これに該当する事例は多いので、ごく典型的とみられる記述を例示する。

「賭博犯条例發布以来、縛伊勢路村某一人、処懲役二年罰金二百円。其徒大驚相戒不犯。元來伊賀地方賭博為習雖、維新後依旧不改而無結党、相闘等事、目今一面説諭、一面示以条例、応漸次減少賭博之行。」¹¹⁰

「強盜等はなけれども、賭博犯は多き由。然し条例の為めに大に減ぜし様に考ふ。先頃警察にも依頼し重なる者は既に捕縛し、戸長等も大に喜び居るなり。当地の人民は知識もなきのに大阪府下の風俗を学び誠に困却の至りなり」¹¹¹

「賭博は条例の為め、現行のみでなく、既往に溯り捕縛し得るを以て、大に減少

¹⁰⁶ 明治十七年三月二十五日太政官布告第九号 質屋取締条例

¹⁰⁷ 世良太一『統計院書記官巡廻紀事』、大阪府池田警察署

¹⁰⁸ 世良太一『統計院書記官巡廻紀事』、愛知県名古屋警察署

¹⁰⁹ 明治十七年一月四日太政官布告第一号

¹¹⁰ 世良太一『統計院書記官巡廻紀事』、三重県名張警察署

¹¹¹ 世良太一『統計院書記官巡廻紀事』、大阪府高安渋上郡役所(原文に郡名記載なし)

せり。」¹¹²

「又賭博は、是迄現行犯を縛すること少なき故、皆軽く済たる者多かりしに、此程は条例の為に大なる響を起し、町村にても大いに喜べり。」¹¹³

「賭博は条例の為に大に減じ、正業に就来る者著し。(中略：引用者) 賭博犯は、本年一月より処分せしもの己決二百人にして、現行犯処分のときに比すれば、三年分の数なり。皆封建時代の長脇差の類にして、之を処分せし以来は、社会至て平穩にして、上下共に喜悦の様あり。余程条例の功を奏せりと認定せり。」¹¹⁴
「警部長曰、本地は悪漢多く、且つ博徒多し。清水港に博徒の巨魁長五郎の如きは、先般捕縛の上七ヶ年の処刑中なり。其子分甚多く、従て良民にも賭博の犯多し。(中略：引用者) 従前の博奕は、新潟伊勢甲州信州と相聯合して行ひし有様なり。現今賭博犯の未決已決合せて男八百三十一人、女三十七人あり。古物商の規則も取締上大に功あり。賭博犯の科料二万円以上なるに、其内納めたるものは僅かに百円に過ぎず。巨魁の捕に就くときは子分等が科料を納むるは、彼等が情なるに、今回は斯の如きことなし。故に将来は謹慎して解党するならんと思ふ。」¹¹⁵

賭博犯が減少することは、地域社会の人気の改善にもなり、住民らによって喜ばれているという記述が見られる。

ただ、実際の逮捕に当たっては、警察は職業的な賭博犯と、手慰み程度のアマチュアとを分け、前者を集中的に取り締まったとみられる。

「賭博は、元は現行犯に非れば捕ふること能はざりしが、条例以来非現行にても捕拿することになり、博徒も之を悟り少しを減ぜしが、過般二十二名（一人はピストル銃を携へり）を一手に縛せり。内重なる者の一人は懲役五年罰金二百五十円を申付け、余は懲役二ヶ月十円位の罰金なり。当所は金満家（重に酒造家）が博奕をなせしが、今日は全く消滅せり。先づ目下は本職の者のみを専らに縛す。従前より当地にては、金満家を博徒が誘引するの風盛なり。酒造工人は主人より束縛され、博奕等なす能はざるなり。」¹¹⁶

「賭博も随分多し。本年二月より、十五名(生計とする者)を捕縛せり。慰みになす者の類は、規則の厳なるに由て、今日は消滅す。」¹¹⁷

「又博徒は条例以来、当署にて捕縛せし者四十名なり。著しき者を先きに挙る目的なるを以て少なし。慰みになせる賭博迄をも探偵したるならば、尚ほ大数に至らん。近来は非現行にても捕拿し、重きは十年の懲役五百円の罰金とも言ふ故、博徒も大に恐れ現今の景況に因れば跡を絶つに至らんと思ふ。会津の小鉄の小分位にして、賭博を事とする者一郡内には六七名も必ずあると雖も、多くは既に逃走せり。シロウトが皆止たる故、クロウトも止むる勢ひ、従て他の犯罪も少し。違警罪は是迄なく新法以来始めたる位。県限りの法を十五年以降設くと雖ど

¹¹² 世良太一『統計院書記官巡廻紀事』、大阪府堺警察署

¹¹³ 世良太一『統計院書記官巡廻紀事』、兵庫県警察本署

¹¹⁴ 世良太一『統計院書記官巡廻紀事』、兵庫県豊岡警察署長

¹¹⁵ 世良太一『統計院書記官巡廻紀事』、静岡県警察本署

¹¹⁶ 世良太一『統計院書記官巡廻紀事』、大阪府池田警察署

¹¹⁷ 世良太一『統計院書記官巡廻紀事』、兵庫県寺家町警察署

も、夫迄は説諭に止め之を罰せしことなし。現今は罪目を設けると雖、未だ裸体乱便の条あらず。」¹¹⁸

「本郡八分は豪農商なり。博徒は親分おや小分こぶあり。隣国では会津の小鉄、本県にては熊ヤリなる者名あり。次は佐々次（本名上野三次郎）本郡に名あるものなり。右は昨年現行犯にて捕縛し、服役中なり。本年に至りても、今日迄に処分せし者六七十名、重に現行犯にして非現行犯は親分のみなり。一昨年より昨年迄は、右の犯者なきとて可なり。昨年の冬より犯者多くあれども、皆現今は処分して跡を断たり。行政警察にて処分せし重き分、懲役一年半位なり。」¹¹⁹

以上のような例を見ると、いわゆる博徒の親分のような、賭博を職業としているもののほかに、地域の富豪などが、軽い気持ちで手慰みをするケースが多かったようである。後者のばあい、賭博が厳罰に処せられることになるのに伴い、賭場からは離れていったものと思われる。

このような取り締まりの強化に対し、職業的な賭博犯は逃走したり、あるいは隠れて開帳するなどの対応をした。つぎにそのような例を見よう。

「先赴警察署、会警部長伊東主一、問警察実況。署長曰、賭博者村落為多、而就捕則多於市街。人有於原野為之者。頃者逮捕賭博犯百六十人。犯者屏跡乃召博徒。懇諭且使戸長伝、今方監視中等以下之博徒所為如何、此地博徒武蔵屋周太郎者、業娼家、其名頗籍清水港長五郎之義弟也。以故博徒多集。」¹²⁰

「賭博は周囲に見張りを置き、山間に於て為せり。」¹²¹

「賭博も随分あれども、条例以来驚怖の有様。然れども正業に復する者はなく、此辺は見張りを置き、警察の様子を探偵し、賭場を開帳する様子。上市の如きは、博徒の徘徊する処なれども、宇陀に比すれば少く、有名なる者は此辺及上市当りにはなし。」¹²²

以上は、山林や原野など、目立たないところで、見張りを立てて隠れて開帳するケースである。つぎに、取締の情報を察知して身を隠した例を挙げておく。

「賭博は随分流行す。然し本職とせる者は隠れ居る趣なれども、小博徒は、本月も十三名を田原本にて捕縛せり。囚人は皆奈良の監獄に送る。本府には旅人取締規則あり。前述ぶる所の二軒の旅人宿、客引きのことより、去々月人を殴打せし者ありて拘引せり。」¹²³

「窃盜詐偽多く、賭博犯は兵庫県に於て早く着手せしを以て、当地の博徒は之を探知して、早く当地を去り、或は正業に就く者ありて、其数多からず。博徒は京都府にては、天田、何鹿の二郡を寄り易き所とす。又宮津は山に塞がれて穴に入るが如き所にして、海に出るの外なしと雖、当地は然らざるを以て悪漢等多し。」

¹¹⁸ 世良太一『統計院書記官巡廻紀事』、滋賀県大津警察署

¹¹⁹ 世良太一『統計院書記官巡廻紀事』、滋賀県八幡警察署

¹²⁰ 世良太一『統計院書記官巡廻紀事』、三重県警察署

¹²¹ 世良太一『統計院書記官巡廻紀事』、大阪府上市五条警察分署

¹²² 世良太一『統計院書記官巡廻紀事』、大阪府五条警察署

¹²³ 世良太一『統計院書記官巡廻紀事』、大阪府三輪警察署

賭博行為が、一般の民衆の間にも広く行われていたことは、つぎのような例からも知られる。

「又兵卒は至て穩かなれども、時々賭博をなし、過般も七八名を兵營へ引渡せり。」

現今は陸軍士官と其辺を共力することを約せり。」¹²⁵

陸軍の兵營に居住する兵卒が賭博の現行犯で逮捕され、軍に引き渡されたというのである。

当時の人々の生業の一つであった養蚕、製糸業や、漁業、林業など、相場を見て取引する業種は、そこに必ず投機性を伴う。この投機性と賭博は親和的である。人々は、生業として営む養蚕、製糸、漁業、林業などと同じ感覚で賭博にも参加していたのであろう。それだけに、賭博犯条例を厳格に適用して、いわゆる素人まで逮捕したなら、その数は大変なものになったであろう。そのことをうかがわせる例を、賭博の最後にあげておこう。

「縛奕も盛なり。賭博条例発令後、三百人程を処分せり。尤も皆罪の輕き者にして、懲役一年以下の者なり。当所には ^{ソメイサミ} 染勇 と言ふ博徒あり。子分も数百人あるなり。捕拿の上、此節処分中なり。博徒は条例の爲めに正業に復せしもの多し。」¹²⁶

「賭博犯は一時は多く拘引せりと雖、監獄の狹隘を來せしを以て、少しく見合わせる有様なり」¹²⁷

詐欺取財、偽証

詐欺取財および偽証は密接に関連している。まず、生業そのものが非常に投機的であり、そこに詐欺師のつけ込む隙のあるばあいがある。用材を産する林業はその代表であろう。

「管轄周圍九十三里あり。犯罪事件割合少なし。然れども詐偽多く、材木商等は僥倖を得ば非常に利益を得、然らざれば大なる損失をなすが如き、所謂山師なる者多く、従て民事訴訟多し。又材木商等は、自然大阪地方に出ること多く、人智の追々狡猾の者日々に多し。」¹²⁸

また、会社を興して一儲けするなどの、人々の射幸心をあおる、典型的な詐欺もある。

「然し之れ(強盜：引用者)に代るに詐偽取財犯者多し。先般も贗造の金札包みを沢山に持ち、之を種とし、大尽風に見せかけ、其主者は福岡人、従者は大阪当りの者にして、鉄道敷設を企図すると言込み來る者ありて、本地の人民も之れ等に金円を欺き取られたる者多し。」¹²⁹

¹²⁴ 世良太一『統計院書記官巡廻紀事』、京都府福知山警察署

¹²⁵ 世良太一『統計院書記官巡廻紀事』、兵庫県姫路警察署

¹²⁶ 世良太一『統計院書記官巡廻紀事』、兵庫県明石警察署

¹²⁷ 世良太一『統計院書記官巡廻紀事』、岐阜県警察本署

¹²⁸ 世良太一『統計院書記官巡廻紀事』、大阪府上市五条警察分署

¹²⁹ 世良太一『統計院書記官巡廻紀事』、兵庫県姫路警察署

「詐偽は多く、大なる者は会社を設くるなり。」¹³⁰
偽の札束を持ち、従者を従えて、鉄道会社創立を訴えるなど、当時起きつつあった鉄道ブームに便乗したものである。

また、訴訟も今日より安易に起こされ、そこでしばしば証書類の偽造や、印鑑の盗用などが行われた。

「又安代言人あるが為に、詐偽取財多し。広く論ずれば、当地の人氣は、盛大の商業と立ることを為し得ず。一人独立して、親子でも押倒すという慣習あり。訴訟等至て巧みなり。詐偽は偽証を作るの類多し。」¹³¹

「詐偽証書偽造犯多く、昨年は百軒の余あり。大垣最寄至て狡猾者多く、戸長等も甚悪く、裁判所に訴へらるる者あり。中には租税の私借もあり。一体民事の訴訟多き国にして、始審に出れば必ず控訴するの風なり。」¹³²

「犯罪の類は詐偽証の類多く、一と度裁判所へ持出し却下されたる者を、再び本署へ出すものにして、証拠充分ならず。且文章のみ長くして、申立不充分なる者多し。故に其内検事へ送る者は至て僅々なり。又人智の進歩せる故か、闘毆等は近頃減ぜり。」¹³³

「署長曰く、十津川は之れより十四里を距て、巡るに七八日を要す。山間の僻地にして、至て不便なり。犯罪は詐欺取財偽証多し。之れに比すれば強窃盗は少し。而して強盗の如きは無き月もある位なり。詐欺は宇智吉野両郡とも同一の割合なり。両郡とも訴訟を好み、村々の損害になるとも勝つことを好むの人氣なり。之れに反して十津川は人民誠に質朴にして学事武芸を好み、至る所士族にして、破廉恥の者現出せず。

当地には私印盗用実印を人に托する者等のことよりして面例なる犯罪人多し。」¹³⁴
戸長まで訴えられるというのは、先述した戸長の質とも関わる話で、尋常な状態とはいえないだろう。

3.4 その他の項目に関する世良太一の総括

前節では、地域社会にとっての、いわば異常事態としての犯罪行為について述べてきたが、このことはもちろん、世良による報告書が犯罪にのみ関心を抱いていたという意味ではない。世良は通常の物産調等についても多くのことを聞き取り、記録している。それらについて項目を立てなかったのは、その内容が乏しいからではなく、それがあまりにも地域ごとに異なっており、実際に巡視をした身ならぬ筆者には、それを総括することができなかつたからである。そこで、ここでは世良自身がこれらのことについてどう総括しているかを紹介しておこう。

まず、農業に関する調査について、世良は以下のように述べる。

「農産調は、戸長及惣代人或は勸業委員と相議し、年々の豊歉に因り、前年の産

¹³⁰ 世良太一『統計院書記官巡廻紀事』、愛知県名古屋警察署

¹³¹ 世良太一『統計院書記官巡廻紀事』、京都府福知山警察署

¹³² 世良太一『統計院書記官巡廻紀事』、岐阜県警察本署

¹³³ 世良太一『統計院書記官巡廻紀事』、大阪府三輪警察署

¹³⁴ 世良太一『統計院書記官巡廻紀事』、大阪府五条警察署

額を基とし、見積を以て之を推算する者多し。而して各戸に就て調査する者に比すれば、少々実に近きを覚ふ。唯其基とする所の前年産額に誤謬あれば、何ヶ年を歴るも誤謬は免れざるなり。又何程豊年にても、地租改正の時定めたる平年額に超過するものあることなし。是は、人々増租の懼を抱き、努めて少額に書出すことを欲するの情実に因るなり。」¹³⁵

農産調は個々の農民に申告させるよりも、前年(あるいは平年)の調査結果と当年の豊凶とを勘案して報告するばあいが多く、またその方が真実に近い。ただし、基になる年の調査結果が誤っていれば、それをいつまでも引きずることになる。また、どんなに豊作の年でも、地租改正のときに算出した平年作以上の値が出てこないのは、人々が調査結果が増税につながることを恐れてのことだといふのである。

つぎに商業について、世良はどのように述べているだろうか。

「商業調は、近来地方税徴収の爲めに、営業者戸数及び其売上高を調査する者ありといえども、各地調査の法区々なると、税額に關係する者なるとにより、容易に其種類価額を知り難し。是は見積を以て算すべき者にあらず。必戸々より書出す者に抛らざるべからざる故なり。唯郡区長戸長等に於て、之れは過度の少数と思量する時は、帳簿を参照して其謬を正すことあれども、大抵は書出す所の額に抛るなり。」¹³⁶

地方税徴収のために調査は行っているが、地域によって方法がさまざまであるのと、課税に關することなので、なかなか正確な値を知り得ない。これは見積もりによって算出できるものではなく、個々に申告すべきものである。実態としては、あまりに異常と思われるときには区長や戸長が帳簿を点検してこれを糺すこともあるが、多くのばあいには申告のままに(おそらくは過小に)報告している。

漁業調査は問屋に当たるしか方法がない。しかし実態はなかなか把握できない。

「漁業調は、問屋に就て調査するの外なし。而し其実を得ること甚だ難し。志州鳥羽の如き旧來の慣習ありて会所を設け、漁業収獲は皆此処に集め、歩金を収め之れを以て貢納及郡村費を代納す。故に他に比すれば調査精密なりと雖、然も価額に十分の三四は遺漏あるを覚ふと云。」¹³⁷

工業調はまだ本格的には始まっていない。

「工業調は未だ緒に就かずと云ふも可なり。唯大製造場等官の補助を仰ぐか、又は社員多き会社の類にて報告を要する者は調査し易きが如しといへども、我國の工業は概ね家々にて少しづつの製造を爲す者なるを以て、調査甚だ難しとす。唯場所に因り地方税徴収の爲めに、工事爲す戸数と其概算価額とを測知することを得る者あるのみ。但し其地著名の工産物に至ては、零碎に之を調査したる者あり」

138

大規模な工場や、地方の名産については捕捉できるものの、工業の多くは家内作業場であり、調査は非常に難しいと、世良は述べる。

¹³⁵ 世良太一『統計院書記官巡廻紀事』、まえがき

¹³⁶ 世良太一『統計院書記官巡廻紀事』、まえがき

¹³⁷ 世良太一『統計院書記官巡廻紀事』、まえがき

¹³⁸ 世良太一『統計院書記官巡廻紀事』、まえがき

学事は、各種の調査の中では最も正確なデータを得やすい。

「学事調は、之に従事する者戸長学務委員小学教員等にて、中には解事の人あり。但調査の施行頗る年月を歴るを以て、少しく整頓するに似たり。若し其材料の様式を簡約にし、漸々備るを責めば、諸調査中最も其实を得るものならん」¹³⁹

衛生調査は、地方の住民の間でそもそも衛生観念が非常に希薄であるため、困難である。

「衛生調は、各地方人の感覚甚だ薄し。如何となれば、田舎には井と厠と相接する者多く、且つ糞坑牛馬厩の臭気に慣れて意とせざる者比々皆然り、俄に塵坑及溝渠等を掃除することを説き、身体の清潔避病の方法等を説くも、所謂馬耳風にして容易に感ずべきにあらず。唯種痘及伝染病ある時の技術に至ては、稍々効験あるを悟るのみ。加之衛生に属する諸表は、他に比すれば頗る細密にして、且つ当務外のことに涉り戸籍に係ることまでも調査せざるべからざる事情あり、又地方に因り医者に乏しくして死亡者の病症疑ふべきもの甚だ多し。蓋し歳月を経るの久しきにあらざれば容易に其实を得難かるべし。」¹⁴⁰

種痘などの伝染病に関することに関しては、やや反応がある。また、調査表式自体が細かすぎて、多忙な吏員には記入が困難な上、地域によっては医者がおらず、病名などが決められない。これが改善されるには時間が経つのを待つしかないだろうというのが、世良の嘆息混じりの記述である。

最後に、統計調査そのものではないが、農民、製造業者と士族の状況に関しても、世良はつぎのように総括している。

「農民は、明治十二年の頃穀類の価騰貴し、非常の利得ありたるに慣れ、衣食等頗る奢侈に赴きたるに、近年に至り穀価旧に復したるを以て、頗る省悟し専ら節儉を事とし、富華の風を一洗したるが如し。演説会政党会等跡を絶ちたり。而して製造場の如き、物価低落売買沮滯の為に其業を廃する者多し。家々の小製造は尚ほ旧に依る。蓋し我国の経済は、小製造の多きを以て利ありとするものなり。是れ統計に由て之を詳明すべきの要事たり。而して其調査至難にして、未だ遽に之を企すべからず。」¹⁴¹

農民は西南戦争後のインフレ景気で奢侈をおぼえたが、松方デフレで儉約に戻った。製造業は、デフレによる販売価格低下により、廃業する者が多い。ただし日本の製造業は小規模であって、まだこれをきちんと調査して把握するに至っていない。

士族の状況は悲惨である。

「士族は、各府県庁官皆之を憂慮して、往々授産の方法を講ずと雖、窮人殊に多くして普救治することを得ず。士族中公債を固守する者は、僅々百中の二三に過ぎずして、其次は教員となり、巡查となり、又其次は車夫となり、雇人となる。飢餓に瀕する者も亦少なからずと云。」¹⁴²

士族授産の策が方々で試みられているが、うまく行っていない。秩禄公債を維持して

¹³⁹ 世良太一『統計院書記官巡廻紀事』、まえがき

¹⁴⁰ 世良太一『統計院書記官巡廻紀事』、まえがき

¹⁴¹ 世良太一『統計院書記官巡廻紀事』、まえがき

¹⁴² 世良太一『統計院書記官巡廻紀事』、まえがき

いるものは少なく、教員、巡査となるほか、車夫や雇い人、あるいは飢餓に瀕する者もあるという。

4 まとめ

「巡廻紀事」から、なにが明らかになったであろうか。

まず、この巡視が行われた時点で、各地の末端地方行政は、その制度も運用も全くといって良いほど不統一であったことである。もちろん、中央政府が定めた制度はあった。この時期にあつては、末端行政組織は江戸時代以来の町村であり、戸長役場が置かれるタテマエであった。また戸籍は1882(明治5)年に施行された制度が、タテマエ上は全国に行われているはずであった。しかし、それらの制度は各地の旧慣や社会経済の状況によってさまざまに変形させられた。例を挙げるなら、江戸時代以来の慣行に従って地方限りの課税がされたり、地方限りの戸籍調査が行われたりしていた。

また、1884(明治17)年に至るまでの地方制度の改変もめまぐるしく、地域差もあった。このため、各地で行政上作成される文書類は、錯綜を極めていた。

1884年時点に関していうならば、末端の地方官吏であった戸長の質も、決して良いとはいえなかったようである。今日でいうなら町村長にあたる位置にあつた彼らは、選出母体となる地域が狭小(江戸時代の村)である上に薄給のため人を得ず、文盲に近いものや、地域の有力者に強要されて仕方なく就任するケースも見受けられた。

以上のような状況をひとことで言うなら、明治維新からこの時期に至る明治国家は、臨時革命政府の様相を呈していたのである。歴史上多くの革命政府に見られるのと同様、その地方制度は、自前のものではなく、江戸時代まで各地で行われていたものを踏襲せざるを得なかった。江戸時代の日本は一種の連邦国家であり、種々の法律も制度も、各地で異なっていた。これを承けて、明治初期の地方制度も、各地で異なったものとならざるを得なかったのである。この状況が一応克服され、全国に統一的な地方制度が布かれるのは、1889(明治22)年の市町村制施行まで待たなくてはならない。

明治維新からこの時期に至る統計調査も、またこうした環境の下で作成されたことを念頭に置くべきである。すなわち、最も基本となる人口の定義一つをとってみても、先に触れたように送入籍の方法や、出生届が後れた際の取り扱いも地域によってことなり、決して統一的なものではなかった。物産調その他の統計調査も、戸長によって、雑務の片手間に行われていたが、彼らは、知的水準の点でも、士気の点でも、決して高いといえなかったのである。郡、あるいは府県には多少たりとも統計に関心のある官吏がおり、彼らは不審なデータを発見したばあい、戸長役場に対して一応のチェックをかけていたようである。しかし、その彼らとても多忙であり、何回もの督促にもかかわらず戸長からの回答がないばあいには、やむなく不審な数値のまま、中央官庁に報告していた旨が、「巡廻紀事」にも述べられていた。

統計調査に対する疑念も、一般住民の間には根強かった。課税のための下調べだというのである。この種の疑念は、遙かにあとの時期になって、たとえば1920年の国勢調査の実施にあたっても見られたものであるが、明治初年で、地租改正から間もないこの時期にあつては、一層強かったとしても不思議はない。そのため、特に生産統計では、得られる数値に下方のバイアスが強くかかることは想像に難くない。同時代人

もその点は認識しており、個票調査で個々人に申告させるよりも、地域の事情に通暁した人による「達観調査」の方が正確であるという趣旨の記述が、「巡廻紀事」には見られる。

私たちがこの時代の統計調査を利用しようとするとき、これらの問題が存在することを常に念頭に置いておく必要がある。

本稿の冒頭で掲げた問題に対する答えは以上の通りであるが、「巡廻紀事」を見ている中で、新たにあらわれた疑問があるので、最後にそれについても触れておきたい。

疑問とは、ここで用いた資料が「統計院書記官巡廻紀事」であり、統計調査の実態に関する巡視であったにもかかわらず、なぜ、彼らは地方制度そのもの、および犯罪などの地域の状態に強い関心を持って観察をしているのかということである。

この点について、筆者は以下のように考える。

まず、各地の戸長の制度や質をはじめとする地方制度に関しては、これが当時の統計学が、調査の最も基本をなすものとして重視していた「単位観察」の「単位」をなす存在であったためだと推測できる。調査の末端の単位が質的に不統一であったり、質が悪かったりすれば、いくら精緻な調査を設計しても、得られるデータは不確かなものになる。このことは当時の統計学において最も初歩的な知識として教科書にも記述されている。

つぎに、窃盗や賭博などの犯罪に関して、なぜこれほど熱心に観察しているかという疑問が残る。この問いに対しては、以下のような二つの理由が考えられる。

第1は、これらの事項は、当時の統計学の大きな問題関心の一つであった「道徳統計」に関わる事柄だからだということである。「道徳統計」とは、1830年代の英国で急速に盛んになったもので、その背後には産業革命に伴う人口の急速な都市への集中と、劣悪な労働条件により、労働者階級の飲酒や暴力、私生児の増加など「道徳」に関わる事柄が社会問題化したという事情がある。「不道徳」な労働者階級を、「道徳的」にするために、その実態を調査するという問題意識を持って、当時、さまざまな調査が行われている。今日であれば、そうした「不道徳」の原因は、経済学的に追究される場所であるが、当時はその原因を「倫理」「宗教」「教育」などに求めたのである。日本に輸入された当時の統計学は、そうした「道徳統計」の発想を、その欠かすことのできない部分として含んでいた。この影響で、世良たちも、統計データそのものではないにしても、社会状況としての犯罪などに強い関心を抱いたと考えられるのである。ちょうどこの時期は、いわゆる松方デフレの影響で経済不況が激しく、加波山事件や、秩父事件なども発生するなど、日本社会は騒然とした状況になっていた。

第2は、「巡廻紀事」に挙がってくる犯罪の多くが、いわゆる地下経済に属するということである。たとえば、窃盗に関して「巡廻紀事」から読み取ることができたのは、関東から近畿にかけて盗品の流通ネットワークが広がっていたこと、これと関連して、盗賊の人的ネットワークも、東日本から西日本まで広がっていたことである。明治政府は古物商取締条例によって、この流通ネットワークに介入し、窃盗が職業として成り立たない環境を作るべく努力していた。さて、統計調査を設計する立場からいうならば、このような地下経済が大きな規模で存在している限り、いくら表面上の生産や流通に関して統計調査をしたとしても、日本経済の全貌を正しくつかむことはで

きない。いったいそれらはどのくらいの規模で行われているのか、またそれは政府がめざした通り衰退に向かっているのか、これらの問題は、統計を取る立場にある世良たちにとっては切実な問題であったと思われる。同様のことは賭博についても、詐欺についてもいえよう。ここには違法な経済活動を、統計がいかにか捕捉するかという、今日なお深刻な問題として横たわっている問題が、明治前期のこの当時、すでに問題となっていたことが窺われるのである。

以上、本稿では 1889(明治 22)年の市町村制施行以前の段階における統計調査の調査環境について観察してきた。そこに見た姿は、江戸時代から維新期を経て、明治国家独自の地方制度、調査制度に移行する過渡期の姿であった。市町村制施行以降、全国の地方制度は急速に統一的なものとなり、町村の規模が合併によって大きくなったため、財政基盤も備わり、町村吏員にも人を得るようになったと考えられる。また、1899(明治 32)年に中央統計講習会が行われ、これを受ける形で全国的に地方統計講習会が開催されるようになって、おおむね 1910(明治末)年頃までには、統計学の素養を持った吏員が各町村に配置されるようになっていった。統計データの質も、これと軌を一にして急速に改善され、全国にわたって統一的な質を持ったものになっていったと考えられるのである。